

新宿区障害福祉計画

平成19年（2007年）3月

新宿区

だれもがいきいきと暮らせる新宿区をめざして

新宿区では平成13年12月に新宿区障害者計画を策定し、ノーマライゼーションの理念にしたがい、障害をもつ人も障害をもたない人もお互いに一人の人間として尊重し合い、ともに生き、ともに過ごすことのできる新宿区をつくるためのあり方を示し、障害者施策を推進してきました。

昨年4月の障害者自立支援法の施行により、障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、サービス提供主体が区市町村に一元化され、共通の制度の下で提供する新たな仕組みとなり、より一層区の果たす役割が大きなものとなりました。

また、障害をもつ人の「積極的に社会参加をしたい」「働きたい」「地域で普通に暮らしたい」といった願い、ニーズの高まりはより顕著なものとなっています。

これらの背景を踏まえて、障害者自立支援法に基づくサービスを計画的に提供するために、このたび「新宿区障害福祉計画」を策定しました。区は、障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、計画の実現に全力で取り組んでまいります。

本計画の基本理念として障害者の自己決定と自己選択の尊重を掲げていますが、これらの実現にあたっては、区だけではなく、区民の皆様をはじめ、関係機関や団体のご協力をいただき、互いに連携して取り組んでいくことが必要であり、そうした協働体制の確立が重要なものとなると考えております。だれもがいきいきと暮らせる新宿区をつくるために、今後、より一層の皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

この計画の策定にあたりご意見をお寄せいただいた障害者ご本人をはじめとした多くの区民の皆様、関係者の方々、また、専門的な立場からご意見、ご助言をいただいた新宿区障害者施策推進協議会の委員の皆様方に心から感謝申し上げます。

平成19（2007）年3月

新宿区長 中山 弘 子

新宿区障害福祉計画

・・・・・・・・・・・・・・・・・・目	次・・・・・・・・・・・・・・・・・・
I 新宿区障害福祉計画の位置付け	
1 計画の位置付け、目的	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2 計画の期間	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3 計画の点検、達成状況の評価	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
II 計画の背景	
1 新しい障害者福祉制度	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2 障害者自立支援法のねらい	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
3 障害者自立支援法に基づくサービス内容	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
4 障害福祉施設等の新制度への移行	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
5 費用負担の考え方	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
6 自立支援給付、地域生活支援事業以外のサービスについて	・・・・・・・・ 8
III 計画の基本理念	
1 障害者の自己決定と自己選択の尊重	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
2 三障害に係る制度の一元化の下での総合的なサービス提供の推進	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
3 地域生活移行や就労支援等の新しいサービス提供体制の整備	・・・・ 9
IV サービス提供体制整備の基本的考え方	
1 サービス提供体制整備の基本的考え方	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
2 サービス提供体制確保に向けて	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
V 計画の目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13	
VI 障害福祉サービスの必要量見込、各サービス提供のための基本的考え方、サービス提供体制確保の方策	
1 サービス必要量見込	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
2 各サービス提供のための基本的考え方、サービス提供体制確保の方策	
（1）居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
（2）生活介護	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

(3) 自立訓練 (機能訓練、生活訓練)	20
(4) 就労移行支援	21
(5) 就労継続支援 (A型、B型)	21
(6) 療養介護	22
(7) 児童デイサービス	23
(8) 短期入所(ショートステイ)	24
(9) 共同生活援助、共同生活介護	24
(10) 施設入所支援	25
(11) 相談支援	26

VII 新宿区地域生活支援事業の必要量見込、各サービス提供のための基本的考え方、サービス提供体制確保の方策

1 新宿区地域生活支援事業の実施について	27
2 サービス必要量見込	28
3 各サービス提供のための基本的考え方、サービス提供体制確保の方策	
(1) 相談支援事業 (障害者相談支援事業、地域自立支援協議会、住宅入居等支援事業、 成年後見制度利用支援事業)	29
(2) コミュニケーション支援事業 (手話通訳者派遣、要約筆記者派遣、手話通訳者設置事業)	33
(3) 日常生活用具給付等事業	33
(4) 移動支援事業 (個別支援型、グループ支援型)	34
(5) 地域活動支援センター事業	35
(6) 福祉ホーム事業 (身体障害者福祉ホーム、精神障害者福祉ホーム)	35
(7) 日中一時支援事業 (日中ショートステイ事業、障害児等タイムケア事業)	36
(8) 生活サポート事業	37
(9) 経過的デイサービス事業	38
4 平成19年4月以降の新宿区地域生活支援事業一覧	39

VIII 利用者負担と負担軽減への取り組み

1 利用者負担に関する基本的考え方	40
2 国における負担軽減の動向	40

3 新宿区における負担軽減の取り組み	4 1
--------------------	-----

◆ 資 料 編 ◆

資料編目次	4 6
-------	-----

○ 新宿区の障害者の現況

(1) 障害者数の推移	4 7
(2) 障害程度区分の分布状況（平成19年1月末現在）	5 2
(3) 各年度サービス利用実績（支援費制度等関係事業）	5 3
(4) 1ヶ月当たりのサービス利用実績	5 4
(5) 区内の障害福祉サービス基盤の状況	5 6

○ 障害者相談支援事業窓口一覧（平成19年3月現在）

6 0

○ 日常生活用具一覧表（平成19年3月現在）

6 1

○ 各種調査の実施について

(1) 障害者施設利用者意向調査	6 4
(2) 障害者団体意向調査	6 4
(3) 精神障害者事業者向け調査	6 4
(4) 精神障害者に対する障害福祉計画策定基礎調査	6 4

○ 中間まとめの公表及びパブリック・コメントの実施について

6 5

○ 障害者障害者施策推進協議会及び障害福祉計画専門部会

(1) 新宿区障害者施策推進協議会及び障害福祉計画専門部会 について	6 6
(2) 新宿区障害者施策推進協議会委員名簿	6 6
(3) 障害福祉計画専門部会委員名簿	6 7
(4) 障害福祉計画策定に関する新宿区障害者施策推進協議会及び 障害福祉計画専門部会検討内容	6 8

I 新宿区障害福祉計画の位置付け

1 計画の位置付け・目的

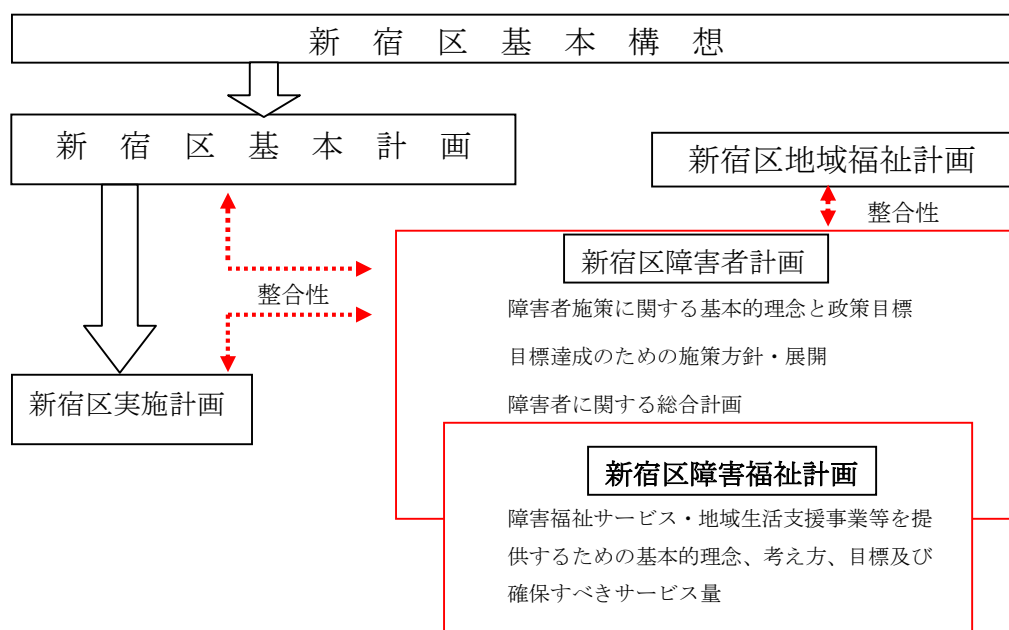
障害者自立支援法の施行(平成18年4月)により、障害の種別(身体障害・知的障害・精神障害)にかかわらず、障害のある方が必要とするサービスを利用できるよう、サービス提供の仕組みを一元化して施設、事業が再構築されました。また、併せて障害のある方々に、身近な区市町村が責任をもってサービスを提供することにより、地域の特性にあったサービス提供の一層の推進を図ることとなりました。

新宿区障害福祉計画は、障害者自立支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものであり、「新宿区基本構想」、「新宿区基本計画」、福祉・保健等の分野別計画を内包する「新宿区地域福祉計画」及び障害者分野の総合計画である「新宿区障害者計画」を踏まえ、区が障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業のサービスを提供するための基本的な考え方、目標及び確保すべきサービス量・確保のための方策を定める計画です。

障害者自立支援法第88条第1項

(市町村障害福祉計画)

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。



※ 新宿区障害者計画との関連について

新宿区障害者計画は、障害者基本法第9条第3項に基づき、保健・福祉や教育、居住環境など障害者福祉に関する総合的な計画として（１）社会的自立への支援（２）日常生活の支援（３）参画できる地域社会の実現（４）バリアフリー環境の整備（５）多様な供給主体によるサービス供給体制の確保 を目標とし、それぞれの施策方針を定めました。計画期間は平成13年度から平成19年度までとし、支援費制度導入に伴い平成16年度に一部改訂を行いました。

今後、障害者自立支援法の施行等の近年の障害者を取りまく環境の変化を踏まえ、平成19年度に障害者の生活実態や当事者の意向等の調査を行い、次期計画の策定に取り組めます。

2 計画の期間

新宿区障害福祉計画は、現行の福祉施設が新たなサービス体系への移行を完了する平成23年度末に向けての数値目標を設定するとともに、そこに至る中間段階の位置付けとして、平成19年度及び平成20年度を計画期間とします。

また、次期の障害福祉計画（平成21年度から平成23年度）については、本計画の実績を踏まえ、平成20年度中に策定します。

なお、国の指針※（平成18年6月26日厚生労働省告示第395号）では計画期間を平成18年度から平成20年度までの3年間と定めているため、本計画においては平成18年度実績をあわせて記載します。

※国の指針とは、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を指す。

3 計画の点検、達成状況の評価

区では、障害者基本法に基づき、新宿区における障害者のための施策の総合的、計画的な推進を図るため、学識経験者、障害者団体の代表、区民、関係行政機関の職員等で構成される「新宿区障害者施策推進協議会」を平成11年7月に設置しています。本計画については、国の基本的指針に基づき同協議会において意見を求め策定作業を進めてきました。

また、計画策定後の達成状況の点検及び評価に基づき、同協議会の意見を求めながら所要の対策を講じていきます。

Ⅱ 計画の背景

1 新しい障害者福祉制度

障害者福祉施策は、平成15年度からノーマライゼーションの理念に基づいて導入された支援費制度により、飛躍的に充実しました。しかし、次のような問題点が指摘されていました。

- (1) 障害種別ごとに縦割りでサービスが提供されており、施設・事業体系がわかりにくく使いにくいこと
- (2) サービスの提供体制が不十分な地方自治体も多く、必要とする人々すべてにサービスが行き届いていない（自治体間の格差が大きい）こと
- (3) 支援費制度における国と地方自治体の費用負担のルールでは、増え続けるサービス利用のための財源を確保することが困難であること

こうした制度上の課題を解決するとともに、障害のある人々が利用できるサービスを充実し、一層の推進を図るために平成17年10月に障害者自立支援法が制定され、平成18年4月から一部施行、10月から本格施行されました。

2 障害者自立支援法のねらい

障害者自立支援法には次の5つのねらいがあります。

- (1) 障害者の福祉サービスを一元化
障害種別にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編する。
- (2) 利用者本位のサービス体系に再編
区市町村が地域の実情に応じて障害者福祉に取り組み、障害者が身近なところで一元的にサービスが利用できるようにする。
- (3) 安定的な財源の確保
サービスを利用する人々もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実する。
- (4) 障害者がもっと働ける社会

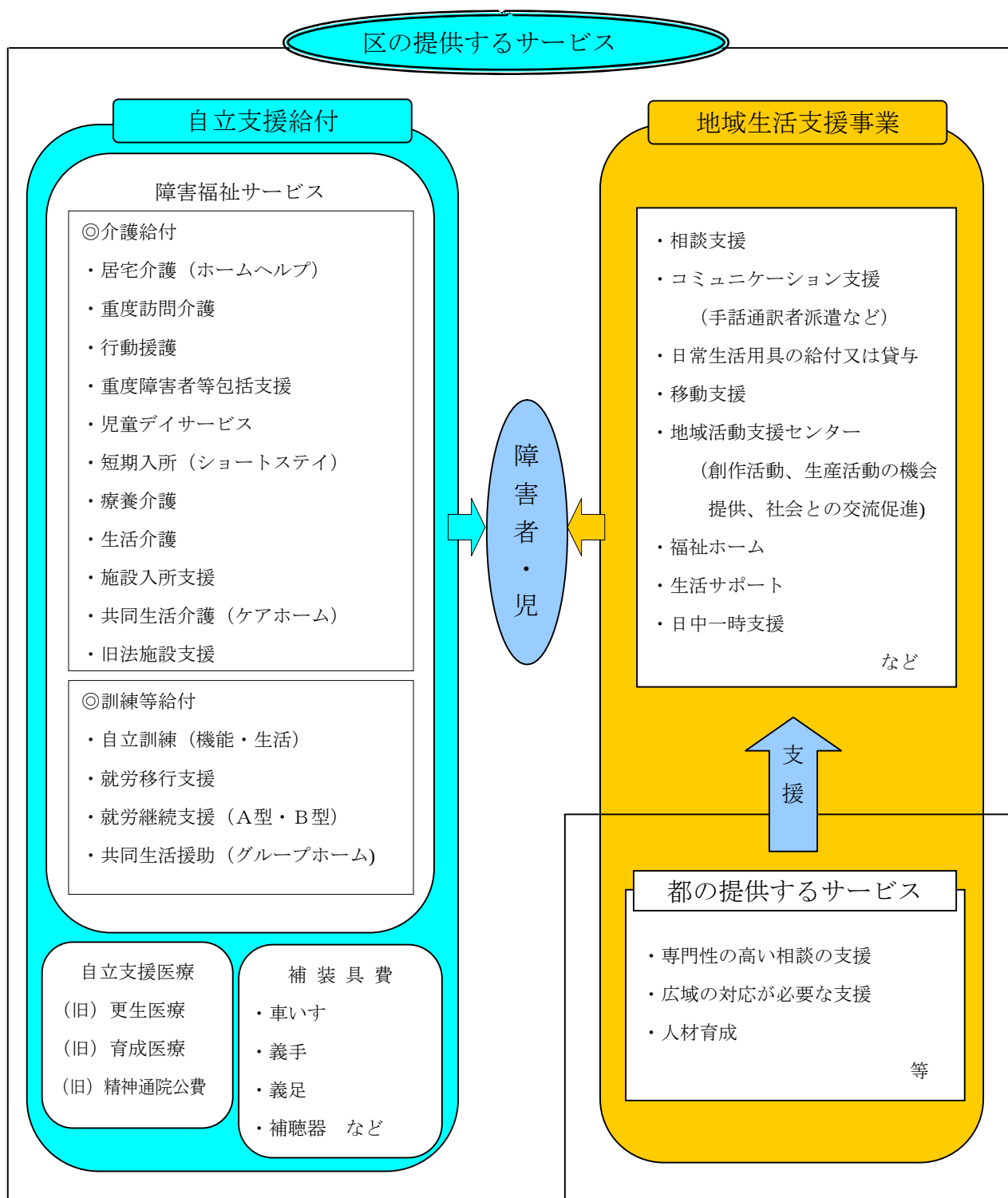
一般就労へ移行することを目的とした事業を創設するなど、働く意欲と能力のある障害者が企業等で働けるよう支援する。

(5) 支給決定の透明化、明確化

支援の必要度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準を透明化、明確化する。

3 障害者自立支援法に基づくサービス内容

障害者自立支援法に基づき平成 18 年 10 月から提供されているサービスは大きく分けて、(1) 全国一律の基準で実施される「自立支援給付」と、(2) 地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により地方自治体が実施する「地域生活支援事業」の 2 つがあります。また、自立支援給付は「障害福祉サービス」「自立支援医療」「補装具費」に分けられます。



自立支援給付及び地域生活支援事業のサービス内容は、次のとおりです。

(1) 自立支援給付

区 分		サ ー ビ ス 内 容
介 護 給 付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するための必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
	短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短時間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	共同生活介護（ケアホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓 練 等 給 付	自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等での就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 （A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
自立支援医療		更生医療：障害の程度を軽くしたり、取り除いたりする医療を給付します。 精神通院医療：保険と公費で通院医療費の90%を負担します。等
補 装 具 費		義肢や車いすなどの購入に際し、補装具費（購入費、修理費）の支給をします。

(2) 地域生活支援事業

必須事業	相談支援事業	障害者、家族等に対する相談対応、サービスの利用に関する支援、情報提供等を行います。
	コミュニケーション支援事業	手話通訳者、要約筆記者を派遣する等、障害者等とその他の者の意思疎通の円滑化を図ります。
	日常生活用具給付等事業	重度障害者等に日常生活上の便宜を図るために、国の告示に定める要件を満たす用具を給付又は貸与します。
	移動支援	屋外での移動が困難な障害者等に対して、円滑に外出できるよう移動を支援します。
	地域活動支援センター	創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。
区市町村の判断により実施する事業	福祉ホーム	住居を必要としている人に、定額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。
	生活サポート	介護給付の対象外となった方が、自立して生活するために必要な家事の援助を行います。家事の訓練を行い、自立を支援します。
	日中一時支援	一時的に見守り等の支援が必要な方の日中利用のサービスです。
	その他、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業	

4 障害福祉施設等の新制度への移行

障害福祉施設等は、今までの支援費制度におけるサービスの提供から障害者自立支援法に基づく自立支援給付体系のサービスを提供する施設へ平成18年度から平成23年度の間で順次移行していきます。

5 費用負担の考え方

障害者自立支援法に基づく自立支援給付の利用者負担は、これまでの支援費制度での所得に着目した応能負担から、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（定率負担。1割の定率負担と所得に応じた月額上限が設定されています。）に見直され、三障害共通した利用者負担の仕組みとなりました。

一方で地域生活支援事業の利用者負担は、区市町村が主体となって実施する事業であることから、区市町村が定めるものとされました。

6 自立支援給付、地域生活支援事業以外のサービスについて

新宿区が、これまで行ってきた障害者に対するサービスの中で、自立支援給付又は地域生活支援事業の体系への位置づけを行わない区独自の事業があります。

これらのサービスについては、当面、現行と同様にサービスの提供を行うとともに、今後、新サービス体系への移行を含めた適切な事業の位置付けの検討を行っていきます。

また、これまでの身体・知的・精神の三障害への福祉施策に加えて、高次脳機能障害や発達障害等への取り組みが、今後の課題となっています。

Ⅲ 計画の基本的理念

障害者基本法、新宿区障害者計画の理念を踏まえ、次の基本的理念に基づいて、障害福祉計画を定め、今後の施策を推進していきます。

また、平成18年12月に国連総会本会議において障害者権利条約が採択される等、障害者に対する正しい理解を持つことの必要性が強く求められています。区では、これまでもこころのバリアフリーの推進を行ってきましたが、今後も本計画に定める各サービスの提供とともに、障害者が住み慣れた地域で快適に暮らせるように、障害者理解の促進を行っていきます。

1 障害者の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別を問わず、また重度の障害であっても、障害者が自らその居住する場所を選択し、障害福祉サービスその他の支援を受けながら、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とします。

2 三障害に係る制度の一元化の下での総合的なサービス提供の推進

これまで異なる制度で行われてきた身体・知的障害者への福祉サービスと精神障害者に対する福祉サービスが一元化されました。区は、今後サービス提供の実施主体として、障害福祉サービス等の総合的な提供体制の充実を図ります。

3 地域生活移行や就労支援等の新しいサービス提供体制の整備

障害者の自立支援の観点から地域生活への移行や就労支援といった、新たな課題に対応した利用者本位の障害福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

Ⅳ サービス提供体制整備の基本的考え方

1 サービス提供体制整備の基本的考え方

平成23年度までのサービス提供体制整備についての基本的考え方は以下のとおりです。

○必要な訪問系サービスを障害の区別なく充実させます。

障害者が地域で生活していくために必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援の各サービス）については、障害の種別に関わり無く、サービスを充実させます。また、今後想定されるニーズの増加に応えられるサービス提供体制の充実とサービスの質の向上を図ります。

○希望する障害者に対する日中活動系サービス及び短期入所を充実させます。

いわゆる小規模作業所等の新体系への移行を推進するとともに、希望する障害者に対する日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、児童デイサービス）及び短期入所を充実させます。

○グループホーム・ケアホーム等の充実を図り入所等から地域生活への移行を推進します。

地域における居住の場としてのグループホーム、ケアホーム及び福祉ホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、福祉施設入所や病院への入院から地域生活への移行を進めます。

○福祉施設から一般就労への移行等を推進します。

就労移行支援事業等の推進により、今後さらに障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めます。

○必要な入所施設の整備を推進します。

地域におけるニーズを的確に把握し、必要な入所施設の整備を推進します。新規整備施設については、これまでの単なる入所施設ではなく、グループホーム、ケアホーム及び福祉ホームや区内短期入所施設、地域での在宅生活を支援するバックアップ機能を担う、地域生活支援型入所施設として整備します。

○相談支援の提供体制を確保します。

障害者、とりわけ重度の障害者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むための障害福祉サービス等の適切な利用を支える相談支援体制を構築します。

2 サービス提供体制確保に向けて

基本的考え方に基づき以下のとおりサービス提供体制を確保していきます。個別のサービスについては、詳しくはⅥ章及びⅦ章をご覧ください。

(1) 訪問系サービスについて

障害の区別無く訪問系サービスを提供します。新宿区において、訪問系サービスを提供する事業者は平成18年10月現在約120あり提供体制はほぼ充足していますが、今後さらに質の高いサービスを提供するために、区において障害者へのサービス提供のための研修を行い、障害特性に応じた訪問系サービスの提供を図ります。

(2) 日中活動系サービス及び短期入所について

日中活動系サービスについては、既存施設の新体系サービスへの円滑な移行を進めるため、各事業者の意向を尊重しつつ、移行に係る経費の一部補助等の必要な支援を行います。

また、新規事業者の参入を促すための支援を行っていきます。

(3) グループホーム・ケアホーム等の整備について

地域における居住の場としてのグループホーム、ケアホーム及び福祉ホームについては、設置を推進するために社会福祉法人等に必要な支援を行っていきます。

(4) 一般就労への移行等の推進について

地域生活と就労を一体的に支援することにより、障害者の適性にあった就労支援を推進していきます。また、関係機関との連携強化や職場体験等の一般就労に向けた施策を充実していきます。

(5) 入所施設の整備について

重度の身体障害者を対象とした障害者支援施設及び重度の知的障害者を対象とした障害者支援施設をそれぞれ平成19年度及び平成22年度を目途に区内への設置を推進するために、社会福祉法人等に必要な支援を行っていきます。

(6) 相談支援提供体制の確保について

相談支援事業については、区役所、区立障害者福祉センター、各保健センター、区立あゆみの家、区立子ども発達センター、指定相談支援事業所において実施します。また、相談支援事業を効果的に実施するため、保健・医療関係者、雇用関係機関、障害者団体、学識経験者等の関連する分野の関係者からなる地域自立支援協議会を設け、ネットワークの構築を図ります。

V 計画の目標

区は、サービス提供体制の整備の基本的考え方を踏まえ、次の3つの目標の達成を目指し、重点的にサービス体系の整備を行います。

● 地域での生活を希望する福祉施設入所者が、安心して生活する環境を整備し、地域生活移行を推進します。

平成23年度末において平成17年10月現在福祉施設に入所している身体・知的障害者189人のうち、10パーセント以上の方が地域での生活を希望すると推計し、地域での生活を始めるための生活訓練等のサービスを入所施設において提供するとともに、必要な居住及び日中活動の場の整備を進めます。

居住の場として必要となるグループホーム・ケアホーム等については、設置を推進するために社会福祉法人等に対して必要な支援を行い、知的障害者グループホーム・ケアホームを現状の3所から3所増（1所定員8名程度）の6所に、身体障害者福祉ホームを現状の1所から1所増（1所定員10名程度）の2所とすることを目指します。

また、地域での日中活動の場として、生活介護・地域活動支援センター等を確保します。

地域生活移行の推進にあたっては、障害者本人の意向を尊重し、自立と社会参加の実現を図ります。

● 「受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」の地域への移行を進めます。

精神病院等から地域生活への移行が可能であるにもかかわらず、地域で生活するための支援体制が不十分なため、やむを得ず入院を継続せざるを得ない、いわゆる「社会的入院」の状態にある患者は、平成14年の患者調査で全国に約7万人で、東京都内には約5,000人と推計されています。東京都から、新宿区における地域移行対象者数は人口比で按分して113人と示されています。また、東京都は、平成18年度を初年度として、10年後の平成27年度末までの退院を目指すこととし、平成23年度末において暫定的な対象者の5割以上の方が地域生活へ移行することを目指しています。そのため、新宿区においても、23年度末に57人が地域生活に移行することを目指し、19・

20年度は準備期間として、「受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」の地域における必要な支援体制の構築を図っていきます。

「社会的入院」の状態にある精神障害者が、地域で安心して生活するために、グループホーム、ケアホーム、福祉ホーム等の居住の場について、公的施設活用を含め1所の施設確保を目指します。また、公営住宅や民間賃貸住宅の入居の促進を図るため、居住サポート事業を実施していきます。今後、地域活動支援センターなど多様な日中活動の場の確保、日常生活を支えるためのホームヘルプサービスや、医療・保健・福祉に関する包括的な相談支援体制などのシステム、医療中断の防止対策、医療と地域保健福祉の連携体制の構築を図っていきます。さらに、精神障害者の地域への移行を推進していくために、知識の普及啓発や交流等を通じて、精神障害者に関する正しい理解の促進に努めていきます。

● **重層的就労支援体制を構築し、福祉施設から一般就労への移行者数を年間26人以上とします。**

区内通所施設等から一般就労に移行する障害者数を、平成23年度末までに年間26人以上とします。

これは、平成17年度中に区内の通所施設等から一般就労した障害者数（13人）と比較し2倍となります。

この目標達成にあたり、区では重層的に就労支援体制を整備します。

まず、新宿区障害者就労福祉センター（チャレンジワーク）において、就労移行支援事業を中核的に実施していきます。また、区立の福祉作業所については順次、就労移行支援事業や就労継続支援事業に移行するとともに、民間の小規模通所授産施設・共同作業所等の通所施設が、これらの新体系サービスに移行するにあたって必要な支援を行うことにより、基盤整備をしていきます。

次に、障害者就労支援事業の充実をはかり、就労スキルアップ訓練事業や、企業就労者への職場定着支援などのフォローアップ等、区内各作業所等と連携し、障害種別や利用者ニーズに応じたきめ細かい就労支援体制を構築します。

具体的には、現在、障害者就労支援については、区内の作業所等の個々の支援のほか、新宿区障害者就労支援事業（受託先：チャレンジワーク）等により実施しています。

障害者就労支援事業の内容としては、

- （１）区内の作業所等の利用者や、在宅の障害者が企業就労することへの支援
- （２）障害者を受け入れる企業への支援

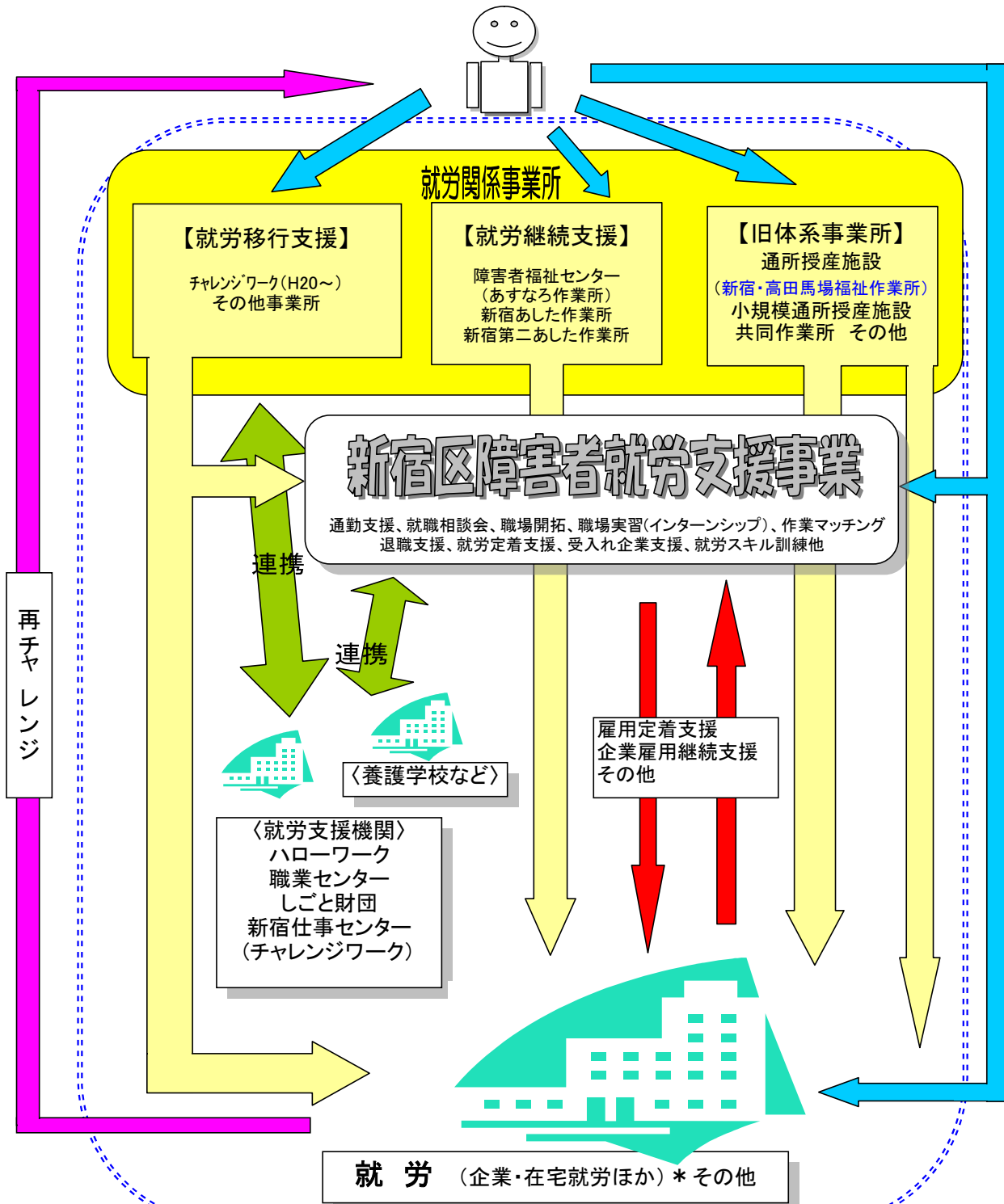
- (3) 企業就労を継続するための支援
- (4) 区内作業所等への就労支援に関する専門性を生かした支援
- (5) 区役所内障害者インターンシップをはじめとする実習に関する支援、
とりまとめ

で、専任の就労支援コーディネーター、生活支援コーディネーターを配置しています。

また、ハローワーク新宿、東京しごと財団東京都心身障害者職能開発センター、東京都心身障害者福祉センター、東京障害者職業センターなどの、就労支援の専門機関を始め、養護学校、精神障害者の作業所を含む区内の各作業所等による障害者就労支援ネットワークにより、多様な障害者就労への支援体制を構築するなど、幅広い事業展開で着実な成果を挙げてきています。

今後も、就労支援事業をさらに充実させ、就労継続支援サービス事業者等との連携により、重層的な就労支援体制の構築としていきます。

障害者の一般就労に向けた支援体制のイメージ



新宿区障害者就労支援ネットワーク

VI 障害福祉サービスの必要量見込、各サービス提供のための基本

的考え方、サービス提供体制確保の方策

1 サービス必要量見込

障害福祉サービスの今後のサービス必要量見込は次の一覧表のとおりです。

※ 新体系のサービスにおける、一ヶ月あたりの利用量を示しています。

※ 通所施設等については、利用人数 × 一ヶ月あたりの平均利用日数を表しています。

※ 平成18年度の数値は、平成18年12月の実績です。

	18年度	19年度	20年度	23年度
居宅介護	7,852.0 時間	8,206 時間	8,625 時間	10,015 時間
重度訪問介護	8,088.5 時間	8,493 時間	8,916 時間	10,324 時間
行動援護	0.0 時間	540 時間	567 時間	656 時間
重度障害者等包括支援	0.0 時間	1,240 時間	1,302 時間	1,507 時間
生活介護	5 人 × 20.8 日	94 人 × 20 日	189 人 × 20 日	332 人 × 20 日
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	1 人 × 22 日	5 人 × 20 日	22 人 × 20 日	52 人 × 20 日
就労移行支援	3 人 × 16 日	3 人 × 20 日	8 人 × 20 日	64 人 × 20 日
就労継続支援（A 型）	0	0	13 人 × 20 日	27 人 × 20 日
就労継続支援（B 型）	3 人 × 22 日	71 人 × 20 日	89 人 × 20 日	214 人 × 20 日
療養介護	4 人	5 人	6 人	6 人
児童デイサービス	86 人 × 3.1 日	90 人 × 4 日	92 人 × 4 日	98 人 × 4 日
短期入所	56 人 × 7.7 日	59 人 × 8 日	60 人 × 8 日	63 人 × 8 日
共同生活援助	28 人	28 人	28 人	43 人
共同生活介護	17 人	18 人	18 人	44 人
施設入所支援	6 人	45 人	85 人	207 人
相談支援	0 人	5 人	5 人	11 人

2 各サービス提供のための基本的考え方、サービス提供体制確保の方策

(1) 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援

ア サービスの内容

- ・ 居宅介護 ホームヘルプサービスと呼ばれているサービスで、居宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。調理、洗濯及び掃除の家事等を行います。
また、通院介助の支援も行います。
- ・ 重度訪問介護 重度の肢体不自由者で常時介護を要する人に対して、居宅における入浴、排せつ、食事の介護などから、外出時の移動中の介護までを総合的にを行います。
- ・ 行動援護 知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有し常に介護が必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のために必要な援護などを行います。
- ・ 重度障害者等
 包括支援 常に介護を必要とする人たちの中でも意思疎通を図ることに著しい支障があり、介護の必要性が高い人（筋ジストロフィー・ALS・重症心身障害者・強度行動障害者等）に、居宅介護などの複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。

イ サービス見込量

※ 一ヶ月当たりの総利用時間

	18年度	19年度	20年度	23年度
居宅介護	7,852.0 時間	8,206 時間	8,625 時間	10,015 時間
重度訪問介護	8,088.5 時間	8,493 時間	8,916 時間	10,324 時間
行動援護	0.0 時間	540 時間	567 時間	656 時間
重度障害者等包括支援	0.0 時間	1,240 時間	1,302 時間	1,507 時間
訪問系サービス合計	15,940.5 時間	18,479 時間	19,410 時間	22,502 時間

ウ サービス提供体制確保の方策

アの各事業は、居宅においてサービスを提供することから、「訪問系サービス」と呼ばれています。これらのサービスを、障害の区別無く必要性に応じて提供しますが、従来からサービスを実施している身体・知的障害者に比べ、新たに対象となった精神障害者の居宅介護利用量は大きく増加すると見込んでいます。今後さらに質の高いサービスを提供するために、区において障害者へのサービス提供のための研修を従事者向けに行い、障害特性に応じた訪問系サービスの充実を図ります。

また、訪問系サービスを提供する事業者は新宿区において、平成18年10月現在約120あり提供体制はほぼ充足していると考えます。

(2) 生活介護

ア サービスの内容

常時介護を必要とする障害者に対して、主に昼間に障害者支援施設等で入浴・排せつ・食事の介護、創作的または生産活動等の機会を提供します。

イ サービス見込量

※ 利用人数×一ヶ月あたりの平均利用日数

	18年度	19年度	20年度	23年度
生活介護	5人×20.8日	94人×20日	189人×20日	332人×20日

ウ サービス提供体制確保の方策

区内の障害者施設では、区立あゆみの家が平成19年度から、区立新宿生活実習所が平成20年度から生活介護に移行する予定です。また、平成19年度から区立障害者福祉センターは、事業の一部を活用して、生活介護サービス提供施設とします。

これらの施設やサービスを現在利用されている方たちのほとんどが生活介護サービスを利用されることが予想されています。さらに、区外の旧法に基づく知的障害者更生施設や身体障害者療護施設等も、順次生活介護等のサービスに移行していくことが予想されます。そのため利用者数も増加する見込みです。

また、区外、都外の入所施設からの地域生活移行に伴い、日中活動系サービスの中でもことに生活介護の利用予定者数が増加していくことが予想されます。このため、今後整備予定の入所施設において実施する日中活動

系サービスは、主に生活介護サービスとして整備するほか、今後も様々な機会を活用しサービス基盤の充実を図っていきます。

(3) 自立訓練

ア サービスの内容

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います

機能訓練は、身体障害者のリハビリテーションや身体機能の維持・回復などを行います。生活訓練は、知的障害者又は精神障害者の生活能力の維持・向上などを行います。

イ サービス見込量

※ 利用人数×一ヶ月あたりの平均利用日数

	18年度	19年度	20年度	23年度
自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	1人×22日	5人×20日	22人×20日	52人×20日

ウ サービス提供体制確保の方策

現在、区内の施設で自立訓練施設に移行する予定の施設は無く、主として区外の入所施設等においての必要量見込みです。

区内では区立障害者福祉センターにおいて専門の支援員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士各1名及び看護師2名）を配置し、身体障害者のリハビリテーション等を中途障害者の退院後支援を含め、総合的に実施しています（平成18年12月の実績は延べ319人）。今後、自立訓練サービスへの移行も視野に適切なあり方を検討していきます。

また、知的障害者に対する生活能力の維持・向上などについては現在区内の通所施設（現行の生活実習所、福祉作業所等）において実施していますが、これらの施設は生活介護・就労継続支援等への移行を予定しており、これらのサービスの中で生活能力の維持・向上を図るための支援を併せて行っています。

精神障害者については、地域で家族と生活する方で自立生活を希望する者や、退院可能な精神障害者の地域生活に移行する方等、今後対象者の増加が予測されます。区としては、民間の小規模通所授産施設や共同作業所等が自立訓練施設に移行しやすいように、施設借り上げ費や施設整備の補

助等の支援策や誘導策を講じながら事業者の確保を図っていきます。

(4) 就労移行支援

ア サービスの内容

一般企業等での就労を希望する障害者に、原則2年間を限度に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

イ サービス見込量

※ 利用人数×一ヶ月あたりの平均利用日数

	18年度	19年度	20年度	23年度
就労移行支援	3人×16日	3人×20日	8人×20日	64人×20日

ウ サービス提供体制確保の方策

就労移行支援については、新宿区障害者就労福祉センター等で実施する予定です。

また、民間の小規模通所授産施設や共同作業所等が就労移行支援へ移行するにあたっては、施設借り上げ費や施設整備の補助等の支援策や誘導策を講じながら基盤を整備していきます。

今後は、就労移行支援にあわせこれまで行ってきた障害者就労支援事業も充実し、区内の作業所等との連携を強化することにより新宿区における重層的な障害者就労支援施策を推進していきます。

(5) 就労継続支援

ア 事業の内容

一般企業等での就労が困難な障害者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います

就労継続支援（A型）は利用者と事業者との間で雇用契約を結び賃金が支払われます。

就労継続支援（B型）は利用者と事業者との間で利用契約を結び工賃が支払われます。

イ サービス見込量

※ 利用人数×一ヶ月あたりの平均利用日数

	18年度	19年度	20年度	23年度
就労継続支援(A型)	0	0	13人×20日	27人×20日
就労継続支援(B型)	3人×22日	71人×20日	89人×20日	214人×20日

ウ サービス提供体制確保の方策

A型は現行の福祉工場からの移行が予想されますが、区民の方の利用は現在1名で、区外の福祉工場に通所しています。区内では、A型の事業者について今のところ予定がありませんので今後も広域的な利用の観点から、近隣区の障害者福祉工場や企業等幅広い事業所との連携により、区内障害者が利用できるようにしていきます。

また、あわせて多様な雇用形態を確保するために、民間事業所等のA型への移行支援策や誘導策を講じながら、事業者の確保を図っていきます。

B型は、主として現在の通所授産施設、小規模通所授産施設、デイサービス事業所の移行が見込まれています。

区内の施設では、区立新宿福祉作業所（知的障害者）、区立高田馬場福祉作業所（知的障害者）、区立障害者福祉センター（あすなろ作業所 身体障害者）、新宿あした作業所・新宿第二あした作業所（知的障害者）が移行予定です。 ※（ ）内は主たる利用者

また、新宿区障害者就労福祉センター(チャレンジワーク)において新たに20名程度のB型事業を予定しています。

精神障害者については、民間の小規模通所授産施設や共同作業所等が就労継続支援B型に移行することが予想されます。区では、民間事業所の新体系への移行を促すために、施設借り上げ費や施設整備の補助等の支援策を講じながら、事業者の確保を図っていきます。

（6）療養介護

ア サービス内容

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

イ サービス見込量

※ 一ヶ月あたりの利用人数

	18年度	19年度	20年度	23年度
療養介護	4 人	5 人	6 人	6 人

ウ サービス提供体制確保の方策

現在、区民の方で療養介護を利用されているのは4名で、国立精神・神経センター武蔵病院、国立病院機構下志津病院にてサービス提供を行っています。過去の実績から推計すると同レベルから微増の推移と見込まれます。

今後も関係医療機関との連携をとりながらサービス提供を行っていきます。

(7) 児童デイサービス

ア サービス内容

障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

利用の形態は、子どもの生活状況によって異なり、子どもが単独で毎日通所する、親子で週2回通所する、保育園等に在籍しながら月2回程度通うなど、様々な利用方法があります。

イ サービス見込量

※ 利用人数×一ヶ月あたりの平均利用日数

	18年度	19年度	20年度	23年度
児童デイサービス	86 人×3.1 日	90 人×4 日	92 人×4 日	98 人×4 日

ウ サービス提供体制確保の方策

現在、区立子ども発達センター及び中央愛児園児童デイサービスセンター等の民間事業所で実施しています。

区立子ども発達センターでは、単独通所の定員は10名、親子通所の定員は30名で、それ以外に就園児等へのサービス提供を行っています。

今後、軽度発達障害児を中心に就園児等の対象者のゆるやかな伸びが見込まれ、その対応については利用者の推移を見ながら充実していきます。

(8) 短期入所（ショートステイ）

ア サービス内容

介護者の疾病その他の理由で、障害者（児）に障害者入所支援施設等で短期間の入所により入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

イ サービス見込量

※ 利用人数×一ヶ月あたりの平均利用日数

	18年度	19年度	20年度	23年度
短期入所	56人×7.7日	59人×8日	60人×8日	63人×8日

ウ サービス提供体制確保の方策

現在、区立障害者福祉センター、区立新宿生活実習所、区立あゆみの家、区外の障害者入所支援施設等で実施しています。今後、ゆるやかな対象者の伸びを見込んでいますが、区内に建設を予定している入所支援施設において短期入所サービスを実施することにより対応していきます。

(9) 共同生活援助、共同生活介護

ア サービス内容

- 共同生活援助（グループホーム）
日中に就労または就労継続支援などの障害福祉サービス等を利用している知的障害者または精神障害者に対し、地域の共同生活の場において、相談や日常生活上の援助を行います。
- 共同生活介護（ケアホーム）
日中に就労または就労継続支援などの障害福祉サービス等を利用している知的障害者または精神障害者に対し、地域の共同生活の場において、入浴や排せつ、食事の介護など日常生活上のお世話をします。

イ サービス見込量

※ 一ヶ月あたりの利用者数

	18年度	19年度	20年度	23年度
共同生活援助	28人	28人	28人	43人
共同生活介護	17人	18人	18人	44人

ウ サービス提供体制確保の方策

支援費制度におけるグループホームが、利用者の状態（障害程度区分、介護の必要性等）により共同生活援助と共同生活介護へ移行しています。

現在、区内には知的障害者グループホーム、ケアホーム、両方の指定を受けているホームがそれぞれ1所の合計3所あり、その他に区外のホームを利用している方がいます。

また、精神障害者グループホームの指定を受けているホームが区内に2所あります。

今後、親元から離れ自立した生活を始める場、入所施設や病院から地域での生活へ移行する方の生活の場として重要なサービスと位置付け、平成23年度までに知的障害者グループホーム・ケアホームを定員8名程度の規模で3所増設、精神障害者グループホーム・ケアホームを1所増設を目指します。

なお、利用者の状態によってサービス類型が変わりますが、入所施設等からの比較的重度の利用者の伸びを勘案しケアホームを重視した見込みを行っています。

（10）施設入所支援

ア サービス内容

施設に入所する障害者に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

イ サービス見込量

※ 一ヶ月あたりの利用者数

	18年度	19年度	20年度	23年度
施設入所支援	6人	45人	85人	207人

ウ サービス提供体制確保の方策

入所施設を利用している方への夜間のサービスが施設入所支援で、今後旧制度における入所施設が順次移行していきます。

平成17年10月現在189人の方が施設に入所しており、この人数を基準に入所施設利用者の10%が地域での生活に移行すると推計し、その方々が安心して生活する環境を整備し、地域生活移行を推進することを計

画の目標とします。入所施設から地域生活への移行については、障害者本人の意向を十分に尊重して推進していきます。

一方で、重度障害者の入所施設利用希望は多くみられますが、現在は区内に入所施設が無く、やむなく遠方の施設に入所している方もいます。

また、平成18年4月に実施した区内障害者施設利用者アンケートでは、回答者249名中46名（約18％）の方が、近隣に施設があれば今後入所を希望するとの結果も出ています。

これらの状況を踏まえ、区では平成23年度までに区内に2箇所合計40名規模の施設を新設します。

（11）相談支援

ア サービスの内容

福祉サービスの利用に関する調整を自ら行うことが困難な一定の要件に合致する障害者の方に対して、障害福祉サービスを適切に利用できるよう支援します。

イ サービス見込量

※ 一ヶ月あたりの利用者数

	18年度	19年度	20年度	23年度
相談支援	0人	5人	5人	11人

ウ サービス提供体制確保の方策

ここでの相談支援とは、一般的な相談に加え福祉サービスの利用に関する調整を自ら行うことが困難な障害者の方に対して「サービス利用計画」の作成等を行うサービスです。

障害者福祉課、予防課、各保健センターの外、民間の指定相談支援事業所等で実施します。

また、今後、地域活動支援センターを実施する事業所においては、指定相談支援事業もあわせて実施する施設として複合的なサービスを提供する施設となる様に働きかけていきます。

Ⅶ 新宿区地域生活支援事業の必要量見込、各サービス提供のための基本的考 え方、サービス提供体制確保の方策

1 新宿区地域生活支援事業の実施について

障害者がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者自立支援法に基づいた「新宿区地域生活支援事業」を実施します。

新宿区では、法令により必須とされている「相談支援事業」「コミュニケーション支援事業」「日常生活用具給付等事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター事業」に加え、新宿区で自立した生活を送るため等に必要性が高いと判断される「福祉ホーム事業」「住宅入居等支援事業」「成年後見制度利用支援事業」「生活サポート事業」「日中一時支援事業（日中ショートステイ事業、障害児等タイムケアサービス事業）」を行います。

地域生活支援事業と自立支援給付のサービスは、障害者等の自立と社会参加を両輪となって支援していくものです。区では、今後も様々なニーズを踏まえ、必要なサービスを検討していきます。

2 サービス必要量見込

新宿区地域生活支援事業のサービス必要量見込は次の一覧表のとおりです。

事業名	18年度		19年度		20年度		23年度	
	実施箇所	利用見込	実施箇所	利用見込	実施箇所	利用見込	実施箇所	利用見込
相談支援事業(相談等実施箇所数)								
①障害者相談支援事業	10 箇所		12 箇所		14 箇所		15 箇所	
②地域自立支援協議会	1 箇所		1 箇所		1 箇所		1 箇所	
③住宅入居等支援事業	1 箇所		3 箇所		3 箇所		6 箇所	
④成年後見制度利用支援事業	1 箇所		1 箇所		1 箇所		1 箇所	
コミュニケーション支援事業(年間延べ利用見込み件数。平成18年度は①③は区独自施策として実施、②は東京都が実施)								
①手話通訳者派遣		延べ 425 件		延べ 626 件		延べ 721 件		延べ 857 件
②要約筆記者派遣		――		延べ 13 件		延べ 16 件		延べ 22 件
③手話通訳者設置事業		延べ 146 件		延べ 161 件		延べ 176 件		延べ 197 件
日常生活用具給付等事業(年間延べ給付件数。平成18年度は10月から翌3月末分)								
①介護訓練支援用具		10 件		20 件		21 件		24 件
②自立生活支援用具		33 件		70 件		73 件		84 件
③在宅療養等支援用具		18 件		36 件		38 件		44 件
④情報・意思疎通支援用具		50 件		100 件		105 件		122 件
⑤排泄管理支援用具		1,561 件		3,124 件		3,280 件		3,797 件
⑥住宅改修費		18 件		38 件		40 件		46 件
移動支援事業(実施箇所数・年間延べ利用見込み者数・延べ利用見込み時間。平成18年度は10月から翌3月末分)								
①個別支援型	96 箇所	1240 人	98 箇所	2,684 人	100 箇所	2,843 人	106 箇所	3,066 人
		21,300 時間		43,912 時間		45,011 時間		48,173 時間
②グループ支援型	96 箇所	146 人	98 箇所	298 人	100 箇所	304 人	106 箇所	322 人
		430 時間		877 時間		895 時間		950 時間
地域活動支援センター機能強化事業(実施箇所数)								
地域活動支援センター	1 箇所		3 箇所		5 箇所		6 箇所	
福祉ホーム(実施箇所数・実利用見込み人数 ①は平成18年度は国制度として実施)								
①身体障害者福祉ホーム	1 箇所	10 人	2 箇所	20 人	2 箇所	20 人	2 箇所	20 人
②精神障害者福祉ホーム	1 箇所	10 人	1 箇所	10 人	1 箇所	10 人	1 箇所	10 人
日中一時支援事業(実施箇所数・年間延べ利用見込み人数 平成18年度は10月から翌3月末分 ※障害児等タイムケア事業は1日定員数)								
①日中ショートステイ事業	4 箇所	56 人	4 箇所	113 人	4 箇所	113 人	4 箇所	113 人
②障害児等タイムケア事業	0 箇所	0 人	1 箇所	20 人	1 箇所	20 人	1 箇所	20 人

生活サポート事業(年間延べ利用時間 平成18年度は10月から翌3月末分)								
生活サポート事業		183 時間		804 時間		1,272 時間		1,812 時間
経過的デイサービス(箇所数・延べ利用見込み人数 平成18年10月から翌3月末分)								
経過的デイサービス	2 箇所	6,040 人						

3 各サービス提供のための基本的考え方、サービス提供体制確保の方策

各地域生活支援事業のサービス提供のための基本的考え方、サービス提供体制確保の方策は次のとおりです。

(1) 相談支援事業

ア サービスの内容

地域の障害者等の福祉に関する様々な問題について、障害者やその家族等の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。

また、区の判断により行う事業として「住宅入居等支援事業」「成年後見制度利用支援事業」を実施します。

イ サービス見込量

事業名	18年度		19年度		20年度		23年度	
	実施箇所	利用見込	実施箇所	利用見込	実施箇所	利用見込	実施箇所	利用見込
相談支援事業(相談等実施箇所数)								
①障害者相談支援事業	10 箇所		12 箇所		14 箇所		15 箇所	
②地域自立支援協議会	1 箇所		1 箇所		1 箇所		1 箇所	
③住宅入居等支援事業	1 箇所		3 箇所		3 箇所		6 箇所	
④成年後見制度利用支援事業	1 箇所		1 箇所		1 箇所		1 箇所	

ウ サービス提供体制確保の方策

① 障害者相談支援事業の推進

○相談体制の充実

障害者が地域の中で、主体的に生活していくために、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等が身近な場所で受けられるよう相談支援体制のあり方について、新宿区の実情に応じた適切な仕組み

となるよう地域自立支援協議会等の意見を踏まえながら充実していきます。

○相談の窓口

区障害者福祉課、区立障害者福祉センター、区立あゆみの家、区立子ども発達センター、区予防課、各保健センター（4箇所）、地域活動支援センター（民間事業所 平成19年3月現在1箇所）

○相談支援体制のネットワーク化

各相談窓口がそれぞれの特性をいかしつつ、連携して支援を行います。

障害者相談員等、障害者にとって身近な地域での相談者等と各相談窓口が連携をとりながら、地域での生活を支えるための支援を行います。

○地域自立支援協議会の設置

相談支援事業をはじめとする、地域の障害福祉に関するシステムづくりについての協議の場として、障害者福祉に関して様々な立場の方を構成員として「地域自立支援協議会」を設置、運営します。

○障害者ケアマネジメントの実施（サービス利用計画）

障害者ケアマネジメントの手法を用いて、障害者の地域生活を支援していきます。また、障害者ケアマネジメントを行う人材の育成等を行い、支援体制を整備します。

② 成年後見制度・権利擁護事業の利用支援

相談支援事業の一環として、知的障害者、精神障害者が地域で生活するにあたって必要な権利を擁護するための支援を行います。

○相談機能の強化

成年後見制度、地域福祉権利擁護事業の利用についての専門相談を社会福祉協議会に委託して行います。区、相談機関、福祉関係者等の連携を図り、スムーズな制度の利用を図るためのネットワーク作りを行います。

＊ 新宿区では平成19年4月より「新宿区成年後見センター（仮称）を社会福祉協議会に委託して設置し、障害の有無に関わらず成年後見制度の利用に関する総合的な相談等の支援を実施する予定で

す。

○身寄りのない方への対応（成年後見制度利用支援事業）

財産管理や身上監護等のために、成年後見制度の利用が必要であるにも関わらず申し立てを行う親族等が見こめない障害者等の場合に、区長申し立てを行います。また、利用者に支払い能力がない場合には、区長申し立ての経費及び後見人等の報酬の一部について助成します。

③ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

相談支援事業の一環として、賃貸契約による一般住宅への入居に当たって、保証人がいない等の理由により入居が困難な区内在住の障害者に対して、入居に必要な調整等に係る支援を行います。また、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を推進するための支援を行います。

○事業内容

- ・不動産業者に対する物件斡旋依頼、家主等との入居契約手続き支援等
- ・居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整

○実施方法

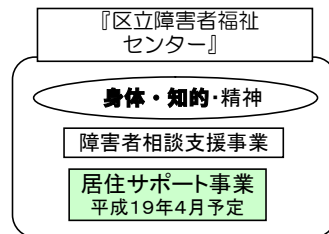
区立障害者福祉センターにて実施するとともに、事業を実施する民間事業者に対し補助を行います。

新宿区の相談支援体制(平成19年3月現在)

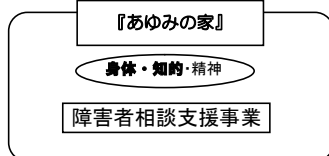
●障害者等の福祉に関する相談支援（情報提供・障害福祉サービスの利用支援等）をそれぞれの特性をいかしつつ相互に連携して行う

新宿区地域生活支援事業 相談支援事業

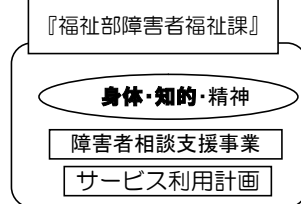
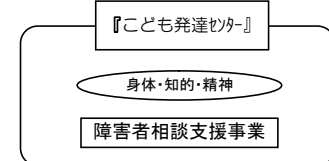
◎行政としての総合的な相談支援



◎地域における心身障害者及び保護者への相談支援



◎児童に関する心身の障害及び発達に関する相談に関すること



新宿区成年後見センター(仮称)

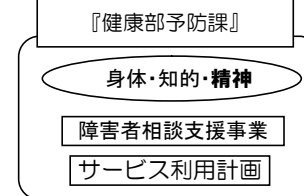
新宿区社会福祉協議会

成年後見制度の利用に関する相談

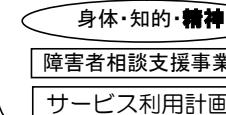
* 平成19年度予定

新宿区地域自立支援協議会

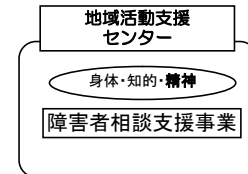
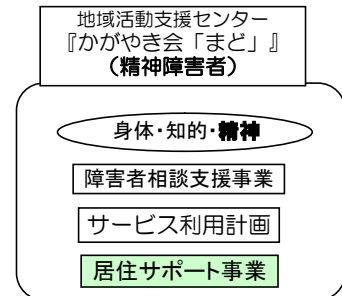
相談支援事業をはじめとする新宿区の障害福祉に関するシステムづくりに関して中核的役割をはたします。



牛込保健センター
四谷保健センター
西新宿保健センター
落合保健センター



◎精神保健相談窓口
(医療分野を含む)



* 平成19年度予定

* 今後の相談支援体制については、新宿区地域自立支援協議会にて協議していきます。

* 現在の精神障害者の小規模作業所、共同作業所については順次「地域活動支援センター」に移行し、障害者相談支援の窓口となります。

(2) コミュニケーション支援事業

ア サービスの内容

聴覚・言語機能・音声機能の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、無料で手話通訳者、要約筆記者を派遣します。

イ サービス見込量

事業名	18年度		19年度		20年度		23年度	
	実施箇所	利用見込	実施箇所	利用見込	実施箇所	利用見込	実施箇所	利用見込
コミュニケーション支援事業(年間延べ利用見込み件数。平成18年度は①③は区独自施策として実施、②は東京都が実施)								
①手話通訳者派遣		延べ 425 件		延べ 626 件		延べ 721 件		延べ 857 件
②要約筆記者派遣		-----		延べ 13 件		延べ 16 件		延べ 22 件
③手話通訳者設置事業		延べ 146 件		延べ 161 件		延べ 176 件		延べ 197 件

※②要約筆記者派遣の東京都における18年度実績見込みは延べ10件

ウ サービス提供体制確保の方策

手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業及び手話通訳者を区役所に配置する事業を行います。

また、平成19年4月から、これまで東京都が行ってきた専門的分野等に関する手話通訳及び要約筆記者の派遣を区の地域生活支援事業として行います。

実施場所

派遣事業 新宿区社会福祉協議会等に委託して実施
 設置事業 区役所本庁舎1階に手話通訳者を設置

(3) 日常生活用具給付等事業

ア サービスの内容

重度障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図ります。

イ サービス見込量

事業名	18年度		19年度		20年度		23年度	
	実施箇所	利用見込	実施箇所	利用見込	実施箇所	利用見込	実施箇所	利用見込
日常生活用具給付等事業(年間延べ給付件数。平成18年度は10月から翌3月末分)								
①介護訓練支援用具		10 件		20 件		21 件		24 件
②自立生活支援用具		33 件		70 件		73 件		84 件
③在宅療養等支援用具		18 件		36 件		38 件		44 件
④情報・意思疎通支援用具		50 件		100 件		105 件		122 件
⑤排泄管理支援用具		1,561 件		3,124 件		3,280 件		3,797 件
⑥住宅改修費		18 件		38 件		40 件		46 件

ウ サービス提供体制確保の方策

自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。住宅改修については、必要な経費の全部又は一部を助成します。

受付窓口 区役所障害者福祉課・各保健センター

(4) 移動支援事業

ア サービスの内容

屋外での移動に困難を伴う障害者等に対して、地域での自立した生活及び社会参加を促すために、当該障害者等の外出のために必要な支援を行う事業を実施します。

イ サービス見込量

事業名	18年度		19年度		20年度		23年度	
	実施箇所	利用見込	実施箇所	利用見込	実施箇所	利用見込	実施箇所	利用見込
移動支援事業(実施箇所数・年間延べ利用見込み者数・延べ利用見込み時間。平成18年度は10月から翌3月末分)								
①個別支援型	96 箇所	1240 人	98 箇所	2,684 人	100 箇所	2,843 人	106 箇所	3,066 人
		21,300 時間		43,912 時間		45,011 時間		48,173 時間
②グループ支援型	96 箇所	146 人	98 箇所	298 人	100 箇所	304 人	106 箇所	322 人
		430 時間		877 時間		895 時間		950 時間

ウ サービス提供体制確保の方策

利用者の利便性を考慮して、個別支援が必要な方にマンツーマンによる支援を行う「個別支援型」と屋外でのグループワーク、同一目的地、同一イベントへの複数人同時参加の際の支援を行う「グループ支援型」の2種類のサービスを提供します。

屋外での移動に困難を伴う障害者等（ただし、重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援の支給決定を受けた方は除きます。）を対象に、区が契約する事業者に申し込みをすることにより実施します。

（5）地域活動支援センター事業

ア サービスの内容

基礎的事業として、利用者に対し、創作的活動、生産活動の場の提供などを行うほか、障害者やその家族に対する一般的な相談、福祉サービスの利用支援、社会資源を活用するための支援、ピアカウンセリング等のサービスなどを提供する複合的な事業を行います。

イ サービス見込量

事業名	18年度		19年度		20年度		23年度	
	実施箇所	利用見込	実施箇所	利用見込	実施箇所	利用見込	実施箇所	利用見込
地域活動支援センター機能強化事業(実施箇所数)								
地域活動支援センター	1箇所		3箇所		5箇所		6箇所	

ウ サービス提供体制確保の方策

障害者等で、日中活動を希望する方に対して、事業を実施する社会福祉法人等への補助により実施します。

区は、多様な障害者の日中活動の場を確保するために、精神障害者共同作業所や小規模通所授産施設等に対して必要な支援を行います。

（6）福祉ホーム事業

ア サービスの内容

現に住居を求めている障害者に対し、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより障害者の地域生活を支援します。

イ サービス見込量

事業名	18年度		19年度		20年度		23年度	
	実施箇所	利用見込	実施箇所	利用見込	実施箇所	利用見込	実施箇所	利用見込
福祉ホーム(実施箇所数・実利用見込み人数)								
①身体障害者福祉ホーム	1箇所	10人	2箇所	20人	2箇所	20人	2箇所	20人
②精神障害者福祉ホーム	1箇所	10人	1箇所	10人	1箇所	10人	1箇所	10人

ウ サービス提供体制確保の方策

福祉ホームを設置運営する社会福祉法人等に対し補助を行います。

(7) 日中一時支援事業

ア サービス内容

障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練等の支援を行います。

イ サービス見込量

事業名	18年度		19年度		20年度		23年度	
	実施箇所	利用見込	実施箇所	利用見込	実施箇所	利用見込	実施箇所	利用見込
日中一時支援事業(実施箇所数・年間延べ利用見込み人数 平成18年度は10月から翌3月末分 ※障害児等タイムケア事業は1日定員数)								
①日中ショートステイ事業	4箇所	56人	4箇所	113人	4箇所	113人	4箇所	113人
②障害児等タイムケア事業	0箇所	0人	1箇所	20人	1箇所	20人	1箇所	20人

ウ サービス提供体制確保の方策

① 日中ショートステイ事業

日中において介護する方がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と区が認めた障害者等に対する宿泊を伴わないショートステイ事

業を区立あゆみの家、区立障害者福祉センター、区立新宿生活実習所にて実施します。

② 障害児等タイムケア事業

小中高校生の知的障害児等を対象とした放課後等の日中活動の場を提供し、社会生活のマナーや友人関係等を構築するための見守りや支援を行う事業です。

事業を実施する社会福祉法人に対して、区の空き施設の提供、事業運営助成を行います。

計画上、1箇所定員20人と見込みましたが今後新規に事業を実施する社会福祉法人等があった場合についても、必要な支援を行います。

(8) 生活サポート事業

ア サービス内容

障害者の地域での自立した生活の推進を図るため、介護給付支給決定者以外の方について、必要と認められる場合にはホームヘルパー等を派遣し、家事援助・家事訓練を行います。(家事訓練は介護給付支給決定者も利用可)

イ サービス見込量

事業名	18年度		19年度		20年度		23年度	
	実施箇所	利用見込	実施箇所	利用見込	実施箇所	利用見込	実施箇所	利用見込
生活サポート事業(年間延べ利用時間 平成18年度は10月から翌3月末分)								
生活サポート事業		183 時間		804 時間		1,272 時間		1,812 時間

ウ サービス提供体制確保の方策

介護給付支給決定者以外の方について、必要と認められる場合にはホームヘルパー等を派遣し、家事援助・家事訓練を行います。受付窓口は、区障害者福祉課及び各保健センターです。(家事訓練は介護給付支給決定者も利用可)

特に、精神障害者にとっては家事訓練のできる生活サポートは重要なサービスとなっており、精神障害者障害福祉計画基礎調査においての利用希望からみて、平成20年度までは制度の周知と共に利用が増加すると見込んでいます。

また、介護給付の居宅介護事業者の約半数は、生活サポート事業のサービス提供事業者としての参入意向を示しており、提供体制はほぼ充足しています。

(9) 経過的デイサービス事業

ア サービス内容

平成18年10月1日に地域活動支援センター等の事業に移行することが困難な障害者デイサービス事業所が、移行するまでの間（平成19年3月末日までに限る）利用者に対して継続してデイサービスを提供します。

イ サービス見込量

事業名	18年度		19年度		20年度		23年度	
	実施箇所	利用見込	実施箇所	利用見込	実施箇所	利用見込	実施箇所	利用見込
経過的デイサービス(箇所数・延べ利用見込み人数 平成18年10月から翌3月末分)								
経過的デイサービス	2 箇所	6,040 人						

ウ サービス提供体制確保の方策

平成18年10月から障害者デイサービスが廃止されたことに伴い、同サービスを実施していた区立あゆみの家及び区立障害者福祉センター（あすなろ作業所）において、利用者が継続してサービスを受けられるよう、平成18年度限りの経過措置として当事業を実施しています。

なお、平成19年4月1日から区立あゆみの家のデイサービスは「生活介護」へ、また、区立障害者福祉センター（あすなろ作業所）は「就労継続支援（B型）」へそれぞれ移行します。

4 平成19年4月以降の新宿区地域生活支援事業一覧

事業開始 年 度		事業名	事業項目 (国の類型)	対象障害種別		
				身 体	知 的	精 神
⑮		相談支援事業	障害者相談支援事業	○	○	○
			住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	○	○	○
			成年後見審判請求事務等 (成年後見制度利用支援事業)		○	○
⑮		コミュニケーション支援事業	○手話通訳者派遣事業	○		
	⑮		○専門の手話通訳者派遣事業 (都→区)	○		
	⑮		○手話通訳者本庁舎配置事業 (既存事業を移行)	○		
	⑮		○要約筆記者派遣事業 (都→区)	○		
⑮		移動支援事業	○移動支援事業(個別支援型)	○	○	○
			○移動支援事業(グループ支援型)	○	○	○
⑮		日常生活用具給付等事業	日常生活用具給付等事業	○	○	○
⑮		地域活動支援センター事業	社会福祉法人等が行う事業に対して補助する事業	○	○	○
⑮		生活サポート事業	障害程度区分が非該当となった者等に対する家事援助等支援	○	○	○
⑮		日中一時支援事業	○日中ショートステイ事業 (旧名称:宿泊を伴わない短期入所事業)	○	○	
	⑮		○障害児等タイムケア事業 (障害児等の日中一時預かり) 19年6月開始予定		○	
⑮		精神障害者福祉ホーム事業	社会福祉法人等が行う事業に対して補助する事業 (都→区)			○
	⑮	身体障害者福祉ホーム	社会福祉法人等が行う事業に対して補助する事業 (都→区)	○		

VIII 利用者負担と負担軽減への取り組み

1 利用者負担に関する基本的考え方

障害者自立支援法の施行により、自立支援給付における利用者負担は、これまでの支援費制度での所得に着目した応能負担から、サービス量と所得に着目した負担の仕組みに見直され、1割の定率負担及び利用者負担の月額上限額が定められました。また、介護保険の介護サービス費の利用者負担額と障害福祉サービス費を合算して、月額上限額を超えた場合は、超えた額は高額障害福祉サービス費として給付される仕組みになりました。

一方で、地域生活支援事業の利用者負担は、区市町村が主体となって実施する事業であることから、区市町村が定めるものとされています。

新宿区の地域生活支援事業における利用者負担は、自立支援給付の利用者負担の考え方に準じ、相談支援事業等の利用者負担になじまない事業を除き、原則として1割の定率負担による仕組みとし、利用者負担の月額上限額についても自立支援給付と同額とします。

また、障害者自立支援法の自立支援給付と地域生活支援事業は、お互いを補いあい、障害者の自立を支援する仕組みであるという点を考慮し、新宿区においては、障害福祉サービスと地域生活支援事業（移動支援・日中一時支援等）とを同月に利用する場合は利用者負担額を合算して、障害福祉サービスの月額上限額を適用します。また、障害福祉サービス費及び介護保険の介護サービス費の利用者負担額と地域生活支援事業（移動支援・日中一時支援等）を合算して、月額上限額を超えた場合は、超えた額を高額地域支援サービス費として給付します。

さらに、新宿区では、急激な利用者負担の増加を緩和するために、経過措置として、障害福祉サービスの一部、補装具費及び地域生活支援事業において利用者負担の軽減を実施します。

2 国における負担軽減の動向

国は、障害者自立支援法による障害者施策の改革を着実に定着させていくために、障害者自立支援法円滑施行特別対策の一つとして、法の枠組みを守りつつ新たに平成19年度、20年度の措置として、利用者負担の更なる軽減措置を実施します。

具体的には、資産要件等の一定の要件を満たす方に対して、通所施設・在宅サービスにおいて1割負担の月額上限額を本来額の4分の1に引き下げる

としています。また、入所施設・グループホーム・ケアホームにおいても工賃控除の仕組みを見直すとしています。

3 新宿区における負担軽減の取り組み

地域の障害者の状況を踏まえ、区として、既に実施している軽減策に加え、平成19年度、20年度の措置として新たに次の負担軽減を実施します。

ア 日中活動系サービス(自立支援給付)

児童デイサービス、生活介護、自立訓練、就労継続支援、旧法通所施設支援の利用者負担率を、区市町村民税非課税世帯(低所得1、2)及び区市町村民税課税世帯について10%から3%に軽減します。

イ 訪問系サービス(自立支援給付)

居宅介護、重度訪問介護、行動援護の利用者負担率を10%から3%に軽減する対象を区市町村民税非課税世帯(低所得1、2)に加え、区市町村民税課税世帯まで拡大します。また、重度障害者等包括支援についても区市町村民税非課税世帯(低所得1、2)及び区市町村民税課税世帯について10%から3%に軽減します。

ウ 補装具費の給付(自立支援給付)

補装具費の利用者負担率を10%から3%に軽減する対象を区市町村民税非課税世帯(低所得1、2)に加え、区市町村民税課税世帯まで拡大します。

エ 短期入所サービス(自立支援給付)

短期入所サービスの利用者負担率を区市町村民税非課税世帯(低所得1、2)及び区市町村民税課税世帯について10%から3%に軽減します。

オ 日中一時支援事業(地域生活支援事業)

日中ショートステイ、障害児等タイムケア事業の利用者負担率を区市町村民税非課税世帯(低所得1、2)及び区市町村民税課税世帯について10%から3%に軽減します。

カ 生活サポート(地域生活支援事業)

生活サポートの利用者負担率を10%から3%に軽減する対象を区市町村民税非課税世帯(低所得1、2)に加え、区市町村民税課税世帯まで拡大します。

キ 就労移行支援(自立支援給付)

就労移行支援については、利用期間が2年と限られていることもあり、この間に対象者の一般就労への積極的な移行を促す必要があります。このため、就労移行支援の利用促進を図る目的で利用者負担は無料とします。

ク 障害福祉サービス及び地域生活支援事業（一部）

国の上限月額4分の1の負担軽減対象世帯の方が、障害福祉サービスと地域生活支援事業（移動支援・日中一時支援等）とを同月に利用する場合は、合算して国の上限月額軽減後の障害福祉サービスの月額上限額を適用することで、更なる負担軽減を行います。

障害者自立支援法に基づく自立支援給付及び新宿区地域生活支援事業の関係図（平成 19 年 4 月 1 日）

1 月額（利用者負担）上限額を設定したサービス等

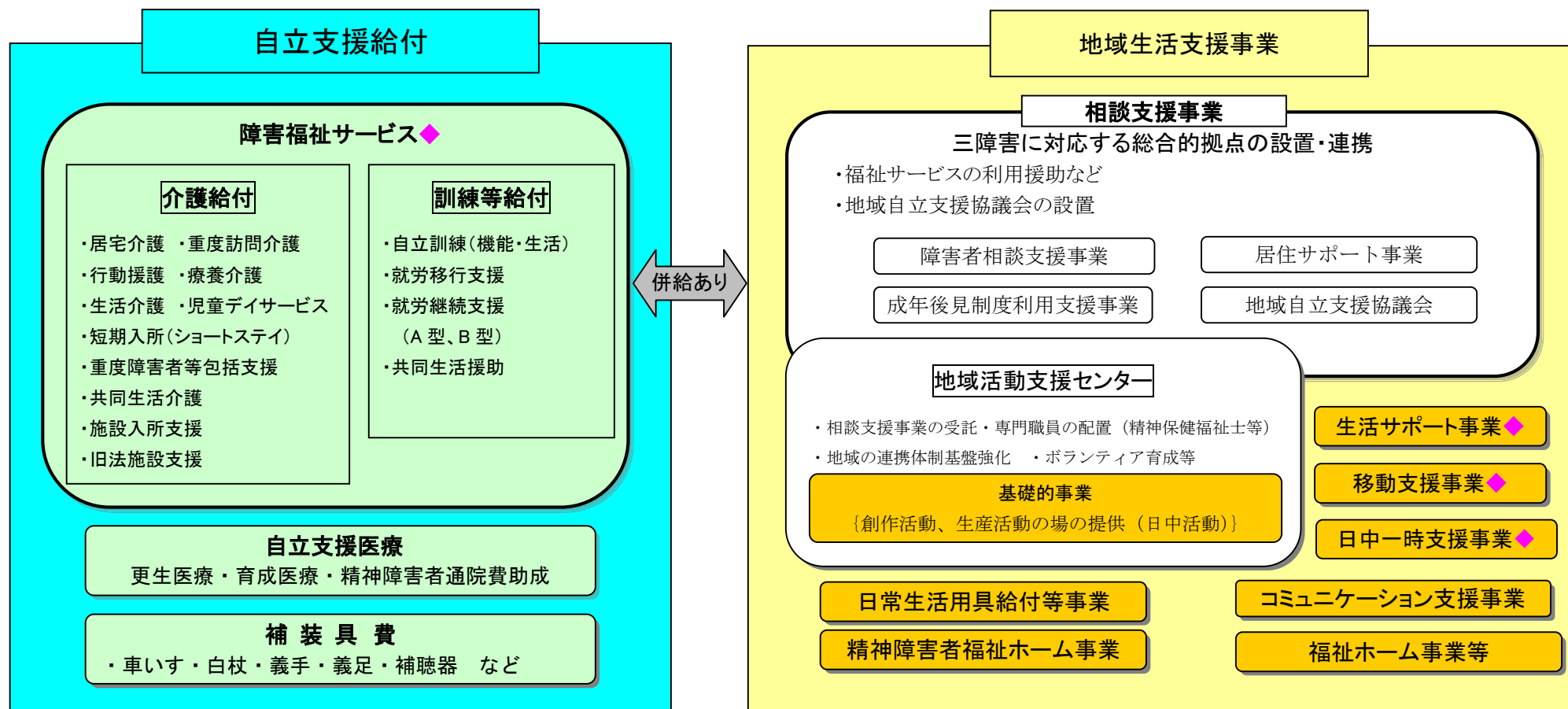
障害福祉サービス、補装具費の給付、◆の地域生活支援事業、日常生活用具給付等事業

2 障害福祉サービスと地域生活支援事業を併給する場合の月額（利用者負担）上限額の設定

障害福祉サービスと◆の地域生活支援事業を併給する者には、障害福祉サービスの月額（利用者負担）上限額を適用する。

3 ◆の地域生活支援事業の複数サービスを利用する場合の月額（利用者負担）上限額の設定

◆の地域生活支援事業の複数サービスを利用する者には、障害福祉サービスの月額（利用者負担）上限額と同額の上限額を適用する。



障害福祉サービス及び地域生活支援事業の月額(利用者負担)上限等について

1 障害福祉サービスの月額(自己負担)上限及び負担軽減(国制度) (通所施設・在宅サービス)

区 分		月額上限			階層の認定方法 ※1	
		本則の額	～19.3 ※2 (軽減策)	19.4～21.3 (軽減策)		
		A	A×1/2	A×1/4		
①生活保護		0円	0円	0円	生活保護世帯	
非課税世帯	②低所得1	15,000円	7,500円	3,750円	区市町村民税 非課税世帯で利用者本人の年収が80万円以下	・資産要件について、単身世帯の場合は500万円まで、家族同居世帯の場合には1,000万円まで ・上記を超える場合は、本則の額(A)
	③低所得2	24,600円	12,300円	6,150円	区市町村民税 非課税世帯で利用者本人の年収が80万円を超える場合	
課税世帯	④一般世帯	37,200円	37,200円	9,300円	区市町村民税 課税世帯 で所得割10万円未満まで (収入ベースで概ね600万円まで。資産要件について、単身世帯の場合は500万円まで、家族同居世帯の場合には1,000万円まで)	
				37,200円	区市町村民税 課税世帯 で上記以外	

※1 利用者及び配偶者の住民基本台帳上の世帯の所得状況で判断

※2 障害福祉サービスで社会福祉法人による軽減を受けていた方

2 新宿区地域生活支援事業の月額(利用者負担)上限の設定及び負担軽減(区制度)

〔生活保護世帯、区市町村民税非課税世帯(低所得1、2)、一般世帯については、障害福祉サービスと同様の月額上限の設定及び軽減の実施〕

区 分		月額上限			階層の認定方法 ※1	
		本則の額	～19.3 ※2 (軽減策)	19.4～21.3 (軽減策)		
		A	A×1/2	A×1/4		
①生活保護		0円	0円	0円	生活保護世帯	
非課税世帯	②低所得1	15,000円	7,500円	3,750円	区市町村民税 非課税世帯で利用者本人の年収が80万円以下	
	③低所得2	24,600円	12,300円	6,150円	区市町村民税 非課税世帯で利用者本人の年収が80万円を超える場合	
課税世帯	④一般世帯	37,200円	37,200円	9,300円	区市町村民税 課税世帯 で所得割10万円未満まで (収入ベースで概ね600万円まで。資産要件について、単身世帯の場合は500万円まで、家族同居世帯の場合には1,000万円まで)	
				37,200円	区市町村民税 課税世帯 で上記以外	

※1 利用者及び配偶者の住民基本台帳上の世帯の所得状況で判断

※2 障害福祉サービスで社会福祉法人による軽減を受けていた方

資 料 編

資 料 編 目 次

○ 新宿区の障害者の現況

(1) 障害者数の推移（各年ごと）

ア 身体障害者手帳所持者の推移	4 7
イ 身体障害者手帳所持者の推移（障害種別ごと）	4 8
ウ 愛の手帳所持者の推移	4 9
エ 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移	5 0
オ 精神障害者通院医療費公費負担受給者の推移	5 1

(2) 障害程度区分の分布状況（平成19年1月末現在）

(3) 各年度サービス利用実績（支援費制度等関係事業）

(4) 1ヶ月当たりのサービス利用実績

ア 平成17年10月実績（支援費制度下）	5 4
イ 平成19年 1月実績（障害者自立支援法制度下）	5 4

(5) 区内の障害福祉サービス基盤の状況

ア サービス提供事業者（平成19年1月現在）	5 6
イ 新宿区の障害者施設の現況（平成19年1月現在）	5 7
ウ 相談実績（平成17年度実績）	5 9

○ 障害者相談支援事業窓口一覧（平成19年3月現在）

○ 日常生活用具一覧表（平成19年3月現在）

○ 各種調査の実施について

(1) 障害者施設利用者意向調査	6 4
(2) 障害者団体意向調査	6 4
(3) 精神障害者事業者向け調査	6 4
(4) 精神障害者に対する障害福祉計画策定基礎調査	6 4

○ 中間まとめの公表及びパブリック・コメントの実施について

○ 障害者施策推進協議会及び障害福祉計画専門部会

(1) 新宿区障害者施策推進協議会及び障害福祉計画専門部会 について	6 6
(2) 新宿区障害者施策推進協議会委員名簿	6 6
(3) 障害福祉計画専門部会委員名簿	6 7
(4) 障害福祉計画策定に関する新宿区障害者施策推進協議会及び 障害福祉計画専門部会検討内容	6 8

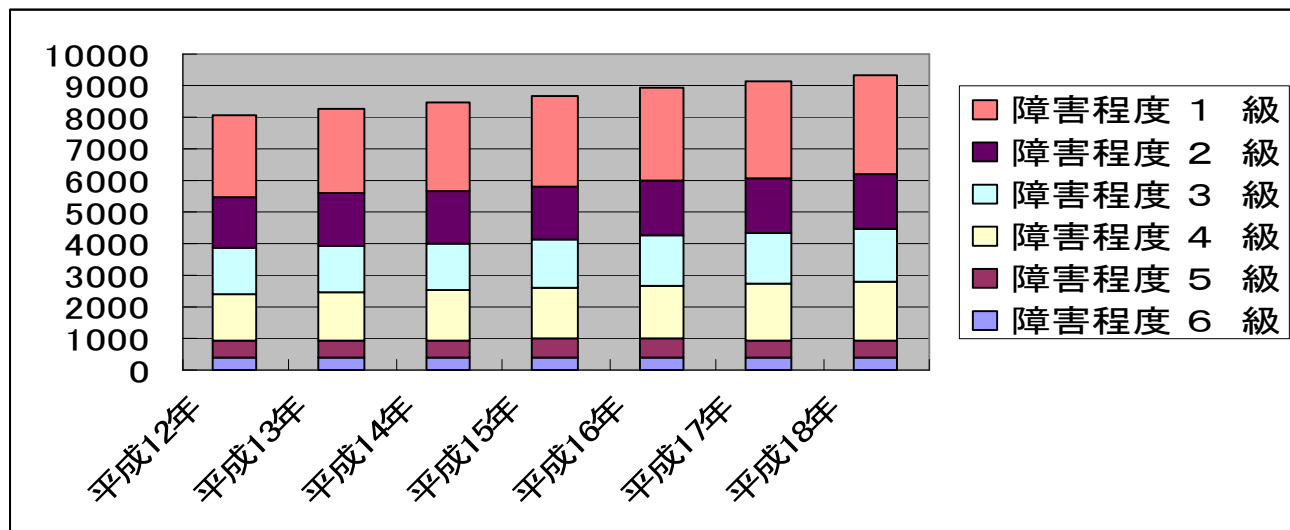
○ 新宿区の障害者の現況

(1) 障害者数の推移

ア 身体障害者手帳所持者の推移(障害程度別)

(各年4月1日現在)

単位：人



		平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
等級	1 級	2589	2685	2768	2890	2978	3076	3121
	2 級	1627	1658	1643	1642	1684	1706	1746
	3 級	1498	1513	1523	1567	1610	1646	1695
	4 級	1403	1482	1549	1606	1705	1759	1829
	5 級	572	564	561	563	562	539	543
	6 級	392	397	397	415	414	412	417
年齢	18歳未満	140	133	128	133	128	129	137
	18歳以上	7941	8166	8313	8550	8825	9009	9214
	()は65歳以上の者の内数		(4842)	(4961)	(5222)	(5408)	(5649)	(5832)
合 計		8081	8299	8441	8698	8953	9138	9351
新宿区人口に占める割合		2.83%	2.87%	2.88%	2.93%	2.98%	3.02%	3.05%

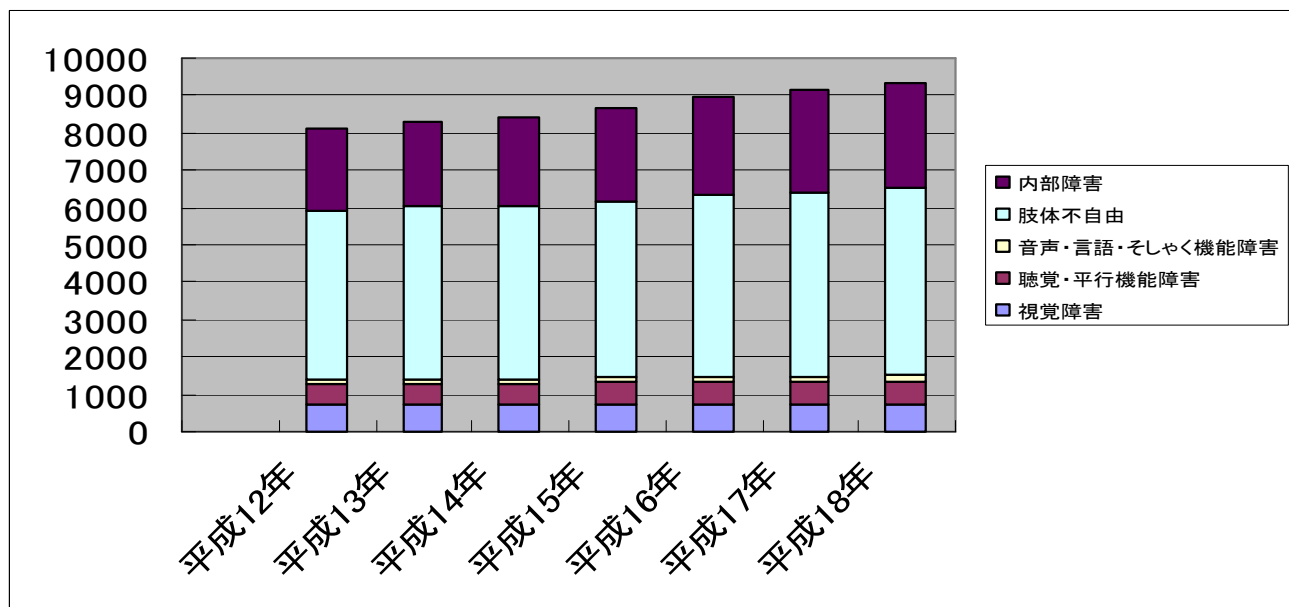
◎ 身体障害者手帳所持者の増加率は平成12年から18年の6年間で15.7%となっています。

◎ 障害等級別の増加率は、中度の3級で13.1%増、4級で30.3%と増加傾向を示しています。また、重度の1級で20.5%、2級で7.3%と増加傾向となっています。軽度では5級で△5%、6級で6%増と若干減少傾向にあります。

◎ 平成18年4月現在の身体障害者手帳所持者総数に占める重度者の割合は52.0%と半数以上を占めており、また、手帳所持者のうち65歳以上の者の占める割合は62.3%となっています。

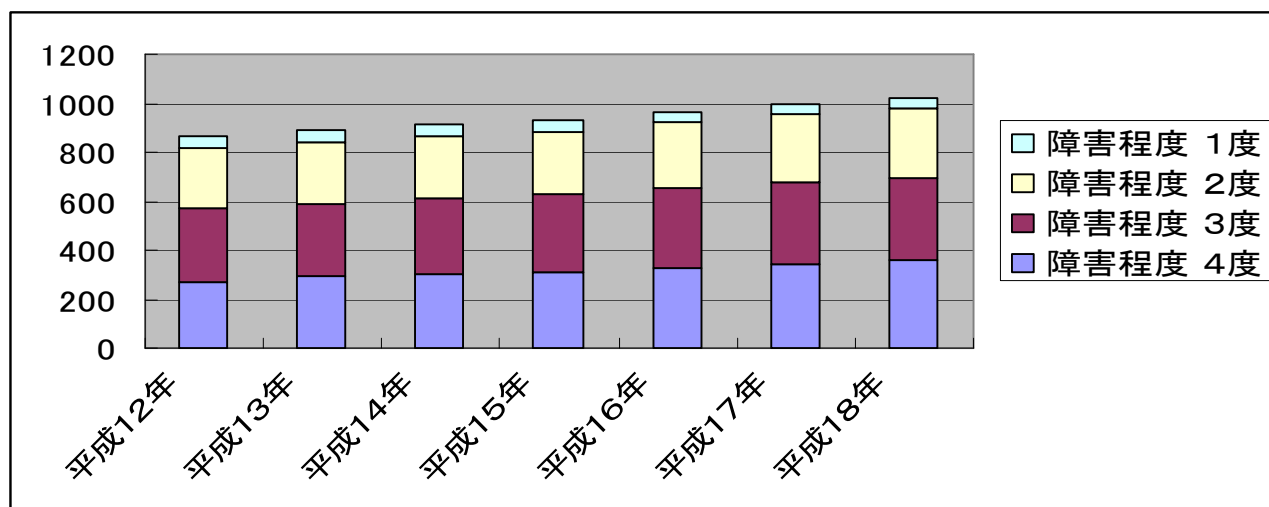
◎ 平成18年4月現在の新宿区人口(305,996人)に占める手帳所持者の割合は3.05%となっています。

イ 身体障害者手帳所持者の推移(障害種別ごと) (各年4月1日現在) 単位：人



	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	18 年度構成比
視覚障害	705	709	711	726	738	734	737	7.88%
聴覚・平行機能障害	553	564	570	585	589	611	624	6.67%
音声・言語・そしゃく機能障害	120	118	120	125	135	135	140	1.50%
肢体不自由	4539	4632	4659	4760	4868	4918	5013	53.61%
内部障害	2164	2276	2381	2502	2623	2740	2837	30.34%
合 計	8081	8299	8441	8698	8953	9138	9351	100.00%

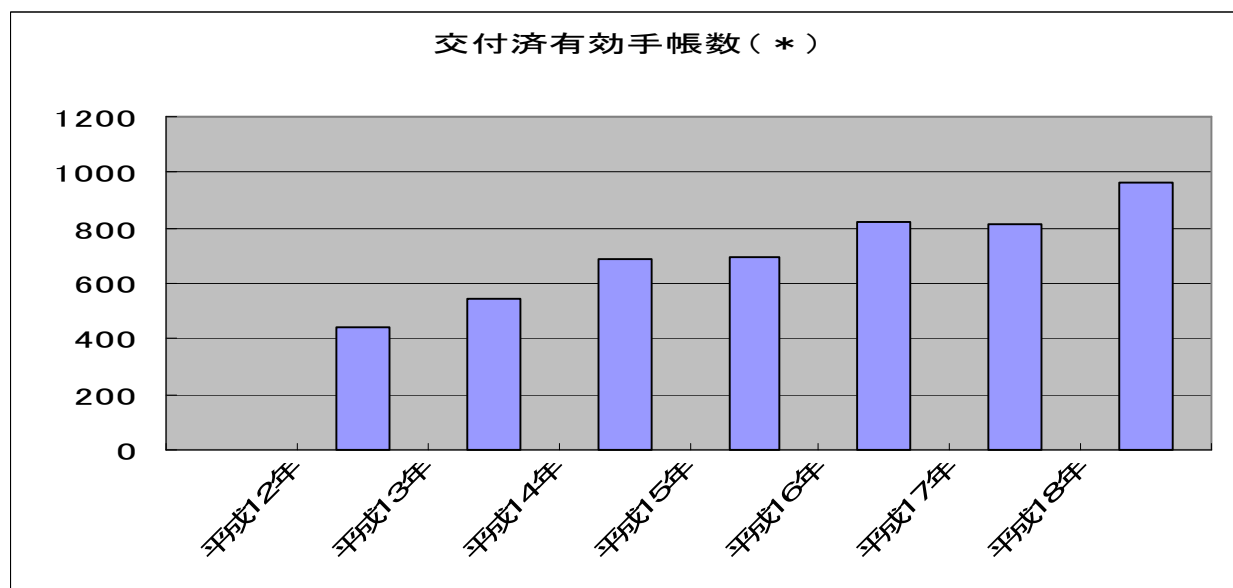
◎ 障害の種類別で過去6年間の推移をみると、内部障害者が31.0%増と大きく増加しています。また、同様に肢体不自由が10.4%、音声・言語・そしゃく機能障害が16.6%、聴覚・平行機能障害が12.8%、視覚障害が4.5%と6年間でそれぞれ増加しています。



		平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
障害程度	1度	48	47	47	42	42	41	40
	2度	245	248	255	255	275	280	287
	3度	300	301	310	323	321	337	328
	4度	272	290	303	307	328	341	362

年齢	18歳未満	165	168	183	199	197	226	213
	18歳以上	700	718	732	728	769	773	804
合 計		865	886	915	927	966	999	1017
新宿区人口に占める割合		0.30%	0.30%	0.31%	0.31%	0.32%	0.33%	0.33%

- ◎ 愛の手帳所持者の平成12年から18年の6年間の増加率は17.5%となっています。
- ◎ 障害程度別でみると、6年間の増加率は1度△16.6%、2度で17.1%、3度で9.3%、4度で33.0%となっており、障害程度区分の軽度な者が増加傾向にあります。
- ◎ 平成18年4月現在の愛の手帳所持者総数に占める中軽度者（3・4度）の割合は67.8%と半数以上を占めています。
- ◎ 平成18年4月現在の新宿区人口（305,996人）に占める手帳所持者の割合は0.33%となっています。

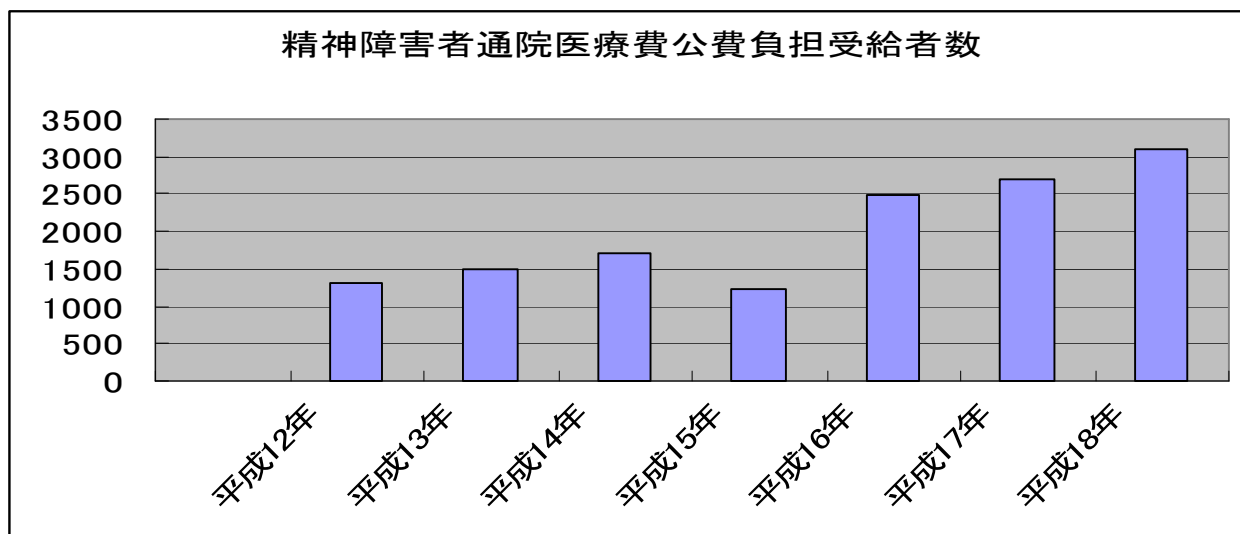


		平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
等級別内訳	1級	52	90	75	83	78	89	58
	2級	87	122	207	179	219	265	284
	3級	38	69	70	100	104	168	168
交付合計		177	281	352	362	401	522	510
交付済有効手帳数（＊）		442	545	690	696	822	814	961
新宿区人口に占める割合		0.15%	0.18%	0.23%	0.23%	0.27%	0.27%	0.31%

＊ 精神障害者保健福祉手帳は有効期限が原則として2年間とされており、更新のない場合は失効します。

- ◎ 精神障害者保健福祉手帳所持者の平成12年から18年の6年間の増加率は117.4%と大きく増加しています。
- ◎ 各年毎の手帳交付数の6年間の増加率は、1級で11.5%、2級で226.4%、3級で342.1%と中軽度（2・3級）の方に大きな増加傾向があります。
- ◎ 平成18年4月現在の新宿区人口（305,996人）に占める手帳所持者の割合は0.31%となっています。

オ 精神障害者通院医療費公費負担受給者の推移 (各年3月31日現在) 単位：人



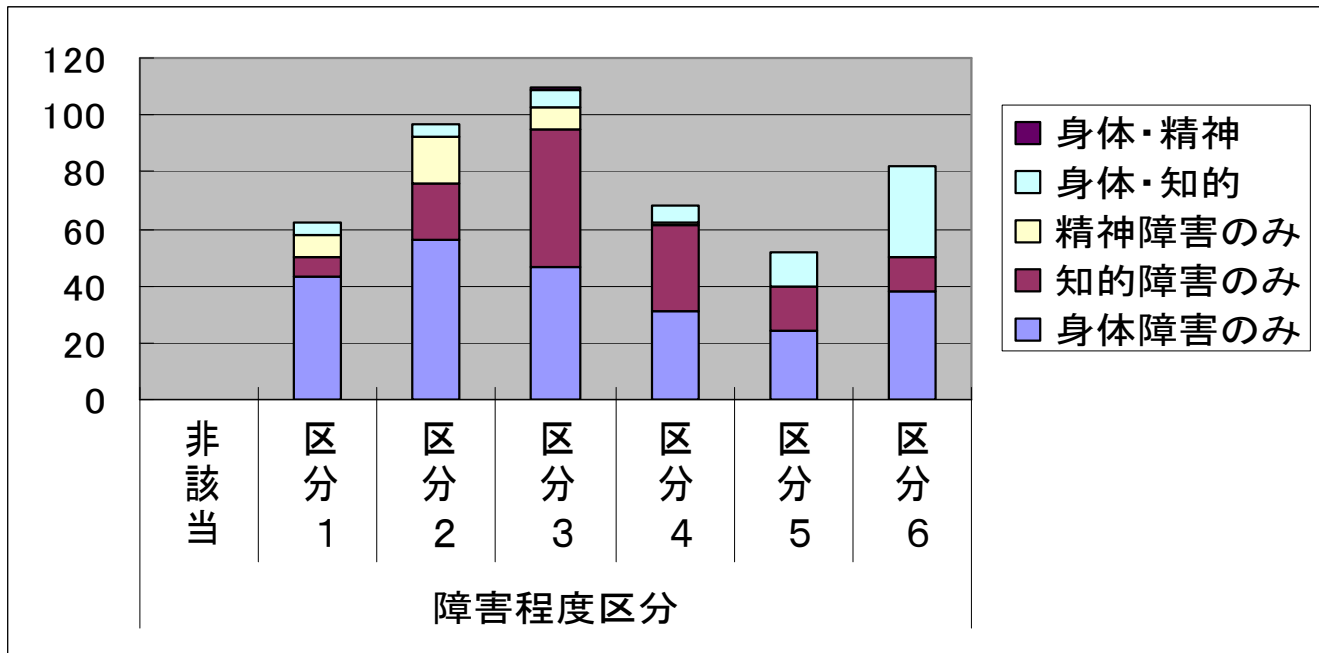
	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
総 数	1,296	1,507	1,705	1,241	2,484	2,704	3,106

※上記については、疾病ごとの給付数の合計のため重複して受給している方も含みます。

- ◎ 精神障害者通院医療費公費負担受給者の平成12年から18年の6年間の増加率は139.6%で大きく増加しています。
- ◎ 本サービスは、平成18年4月以降障害者自立支援法に基づく自立支援医療制度に移行しました。

(2) 障害程度区分の分布状況（平成19年1月末現在）

単位：人



		身体障害のみ	知的障害のみ	精神障害のみ	身体・知的	身体・精神	全障害合計
障害程度区分	非該当	0	0	0	0	0	0
	区分1	43	7	7	4	0	62
	区分2	56	20	17	5	0	97
	区分3	47	48	9	6	1	110
	区分4	31	30	1	6	0	68
	区分5	24	16	0	12	0	52
	区分6	38	12	0	32	0	82
区分決定者合計		239	133	34	65	1	471

◎ 上記の障害福祉サービスにおける障害程度区分認定を受けられた方(介護給付事業対象者)の他に、心身の状況に関する106項目のアセスメントを実施し、訓練等給付事業のみを利用されている方が30人（知的障害者19人、精神障害者11人）います。

(3) 各年度サービス利用実績（支援費制度等関係事業）

施設支援

(各年度末現在)

事業名等		平成15年度	平成16年度	平成17年度
身体障害者施設支援費等	延件数	653 件	769 件	767 件
知的障害者施設支援費等	延件数	1,934 件	3,330 件	3,432 件

居宅支援

(各年度末現在)

事業名等		平成15年度	平成16年度	平成17年度
居宅介護	延派遣 件 数	4,111 件	5,915 件	6,533 件
デイサービス	延利用 件 数	13,414 件	14,764 件	12,292 件
地域生活援助	延利用 件 数	172 件	226 件	331 件
短期入所	延利用 日 数	846 日	2,501 日	3,672 日
補装具支給等	延支給 件 数	3,395 件	3,445 件	3,414 件
日常生活用具支給等	延支給 件 数	261 件	211 件	209 件
聴覚障害者等手話通訳者派遣	延派遣 件 数	324 件	229 件	327 件

精神障害者の居宅支援（支援費制度外）

(各年度末現在)

事業名等		平成15年度	平成16年度	平成17年度
精神障害者ホームヘルプ派遣	延利用 件 数	116 件	308 件	442 件

(4) 1ヶ月当たりのサービス利用実績

ア 平成17年10月実績(支援費制度等)

身体・知的障害(支援費制度)

居宅生活支援		利用者数	延利用時間 (延利用日数)	1人あたり利用時間(日数)
	居宅介護	359人	20,004時間	55.7時間
	デイサービス	122人	1,176日	9.6日
	短期入所	54人	347日	6.4日
	地域生活援助 (グループホーム)	29人		

施設支援		利用者数
	身体障害者入所施設	51人
	身体障害者通所施設	4人
	知的障害者入所施設	138人
	知的障害者通所施設	192人
合 計		385人

精神障害(支援費制度外)

居宅生活支援		利用者数	延利用時間 (延利用日数)	1人あたり利用時間(日数)
	居宅介護	8人	54時間	6.8時間
	グループホーム	9人		

イ 平成19年 1月実績(障害者自立支援法制度下)

身体・知的障害

居宅生活支援		利用者数	延利用時間	1人あたり利用時間（日数）
			（延利用日数）	
居宅介護系合計		459 人	18,052 時間	
	身体介護等自立支援給付	259 人	14,616 時間	56.4 時間
	移動支援・生活サポート	200 人	3,436 時間	17.2 時間

デイサービス合計		139 人	1,112 日	
	児童デイサービス	90 人	306 日	3.4 日
	経過的デイサービス	49 人	806 日	16.4 日
短期入所		60 人	542 日	9 日
共同生活援助・共同生活介護 (グループホーム・ケアホーム)		37 人		

施設支援		利用者数
	身体障害者入所施設 (旧法施設)	53 人
	身体障害者通所施設 (旧法施設)	7 人
	知的障害者入所施設 (旧法施設)	132 人
	知的障害者通所施設 (旧法施設)	158 人
	施設入所支援 (身体・知的)	6 人
	日中活動系サービス (身体・知的)	11 人
合 計		367 人

精神障害

居宅生活支援		利用者数	延利用時間 (延利用日数)	1 人あたり利用時間 (日数)
	身体介護等自立支援給付	32 人	263 時間	8.2 時間
	移動支援・生活サポート	10 人	61.5 時間	6.1 時間
	居宅介護系合計	42 人	324.5 時間	7.7 時間
	共同生活援助・共同生活介護 (グループホーム・ケアホーム)	9 人		

※ 障害者自立支援法制度では、旧居宅介護は自立支援給付の「身体介護」「通院介助」「家事援助」「通院介助」「重度訪問介護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」及び地域生活支援事業の「移動支援」「生活サポート」等の各サービスに移行しました。

※ 居宅介護系合計欄の利用者数は、身体介護等自立支援給付と移動支援・生活サポートとの重複利用者が含まれます。

※ 障害者自立支援法制度では、旧デイサービスは自立支援給付の「児童デイサービス」と地域生活支援事業の「経過的デイサービス (平成 19 年 3 月末まで)」に移行しました。

※ 障害者自立支援法制度では、旧地域生活援助は自立支援給付の「共同生活援助」「共同生活介護」に移行しました。

※ 旧法施設は新体系の「施設入所支援」及び「日中活動系サービス (生活介護、就労継続支援等)」へ平成 23 年度末までに順次移行します。

(5) 区内の障害福祉サービス基盤の状況

ア サービス提供事業者 (平成19年1月現在)

区 分		内 訳		
		民 間	区 立	その他
居宅介護事業所				
指定居宅介護事業所	6 5 事業所 (支払事業者数)			
児童デイサービス				
指定児童デイサービス事業所	3 事業所 (支払事業者数)			
	中央愛児園児童デイサービスセンター	子ども発達センター	区外施設 1	
短期入所				
指定短期入所事業所 () 内は主たる対象者	1 9 事業所 (支払事業者数)	障害者福祉センター(身体・知的・児童)	区外施設 1 6	
		あゆみの家(身体・知的・児童)		
		新宿生活実習所(知的・児童)		
共同生活援助・共同生活介護・福祉ホーム (グループホーム、ケアホーム等)				
グループホーム () 内は主たる対象者	高田馬場よつば寮(知的) ぼけっと(重度知的) 西落合ホーム(重度知的) 落合ハウス(精神) GHつる(精神)			
福祉ホーム	あじさいホーム(身体) 諏訪ハウス(精神)			
通所施設・入所施設				
事業所	身体障害者	東京ワークショップ (身体障害者通所授産施設)		東京都心身障害者福祉センター (肢体不自由者更生施設)
				東京都視覚障害者生活支援センター (視覚障害者更生施設)
	知的障害者		新宿福祉作業所 (知的障害者通所授産施設) 高田馬場福祉作業所(知的障害者通所授産施設)	
			新宿生活実習所 (知的障害者通所更生施設)	

その他事業所	通所授産施設	就労センター「街」(精神)		
	小規模通所授産施設	新宿あした作業所(知的) 新宿第二あした作業所(知的) ムツミ(精神) オフィスクローバー(精神)		
	精神障害者共同作業所	ムツミ第一作業所 新宿西共同作業所・ラバンス 麻の葉くらぶ 工房「風」		
	肢体不自由児通園施設	中央愛児園		
地域利用施設等				
障害者福祉センター			障害者福祉センター	東京都心身障害者福祉センター
地域活動支援センター		まど		
就労支援機関				財) 東京都しごとセンター心身障害者職能開発センター 新宿区障害者就労福祉センター(障害者就労支援事業支援拠点)
点字図書館 点字出版所		東京ヘレンケラー協会点字図書館・点字出版局 日本点字図書館 日本盲人連合会点字図書館・点字出版所 桜雲会点字出版部		
聴覚障害者情報提供施設		聴力障害者情報文化センター		

イ 新宿区の障害者施設の現況(平成19年1月現在)

① 通所施設の状況(区立及び主な民間施設(区補助対象施設等))

幼児通園施設(児童デイサービス)	定員	登録者
区立子ども発達センター	40人	84人
中央愛児園児童デイサービスセンター	5人	7人

心身障害者通所施設	定員	現員
区立あゆみの家	45人	41人

区立新宿生活実習所	50人	43人
区立障害者福祉センター 身体障害者デイサービス（あすなろ作業所）	14人	13人
区立障害者福祉センター 機能訓練事業	登録者数 107人	
区立障害者福祉センター 視覚障害者通所訓練	利用者数 9人	
区立新宿福祉作業所	75人	65人
区立高田馬場福祉作業所	54人	50人
新宿区障害者就労福祉センター （チャレンジワーク）	登録会員数 139人	
新宿あした作業所	19人	22人
新宿第二あした作業所	19人	18人

精神障害者デイケア	定員	現員
牛込そうしゃる（牛込保健センター）	15人	11人
ぷちとまと（四谷保健センター）	10人	8人
ぷらねっと（西新宿保健センター）	15人	11人
あんだんて（落合保健センター）	15人	10人

精神障害者通所施設等	定員	現員
ムツミ第一作業所	25人	23人
NPO法人新宿西共同作業所ラバンス	15人以上	41人
麻の葉くらぶ	30人	29人
工房「風」	15人	23人
小規模通所授産施設 ムツミ	19人	32人
小規模通所授産施設 オフィスクローバー	19人	45人
授産施設 就労センター「街」	40人	39人
地域活動支援センター まど	20人	18人

② グループホーム等の状況

施設名	定員	現員
落合ハウス（精神障害者）	5人	5人
GHつる（精神障害者）	6人	6人
福祉ホーム 諏訪ハウス（精神障害者）	10人	10人
福祉ホーム あじさいホーム（重度身体障害者）	10人	10人
高田馬場よつば寮（知的障害者）	4人	4人
ぽけっと（重度知的障害者）	6人	6人
西落合ホーム（重度知的障害者）	6人	4人

③ 施設入所の状況

施設区分		入所者数（区民）	
身体障害者入所施設		区内施設	2 所 0 人
		都内施設	1 9 所 3 3 人
		都外施設	1 7 所 2 7 人
	施設入所支援	4 人	
	肢体不自由者更生施設（旧法）	9 人	
	視覚障害者更生施設（旧法）		
	聴覚言語障害者更生施設（旧法）		
	内部障害者更生施設（旧法）	3 人	
	重度身体障害者更生援護施設（旧法）		
	身体障害者療護施設（旧法）	2 4 人	
	身体障害者授産施設（旧法）		
	重度身体障害者授産施設（旧法）	1 6 人	
	療養介護	4 人	
知的障害者入所施設		区内施設	0 所 0 人
		都内施設	3 1 所 5 6 人
		都外施設	4 4 所 7 8 人
	施設入所支援	2 人	
	知的障害者更生施設（旧法）	1 1 8 人	
	知的障害者授産施設（旧法）	9 人	
	知的障害者通勤寮（旧法）	5 人	

※ 旧法施設は平成 2 3 年度末までに順次新体系（施設入所支援）に移行する

ウ 相談実績（平成 1 7 年度実績）

施 設 名	相談実績
区役所障害者福祉課	1 0 , 3 3 6 件
区立障害者福祉センター	5 8 1 件
区立あゆみの家	1 , 0 7 4 件
地域生活支援センターまど（精神障害者）	2 0 1 件

○ 障害者相談支援事業窓口一覧（平成１９年３月現在）

相 談 窓 口	所 在 地	電 話	F A X
区役所障害者福祉課	歌舞伎町１－４－１ 区役所本庁舎２階	5273-4518	3209-3441
区立障害者福祉センター	戸山１－２２－２	5272-7890	5272-7890
区立あゆみの家	西落合１－３０－１０	3953-1230	3953-1053
区立子ども発達センター	西落合１－３０－１０	3953-1322	3953-1053
区役所予防課	新宿５－１８－２１ 区役所第２分庁舎３階	5273-4066	5273-3820
牛込保健センター	弁天町５０	3260-6231	3260-6223
四谷保健センター	四谷４－１７	3351-5161	3351-5166
西新宿保健センター	西新宿７－５－８	3369-7151	3363-7933
落合保健センター	下落合４－６－７	3952-7161	3952-9943
地域活動支援センターまど （社福）かがやき会	高田馬場１－１５－６	3200-9376	3200-9345

○ 日常生活用具 一覧表（平成19年3月現在）

※ 支給要件等詳しくは障害者福祉課、予防課、各保健センターにお問い合わせください。

品 目	性能・備考	基準額	耐用年数
特殊寝台 (訓練用ベッドを含む)	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	162,800	8年
特殊マット	じょくそう防止又は失禁による汚染若しくは損耗を防止するためマット(寝具)にビニール等を加工したもの	19,600	5年
特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、障害者(児)又は介護者が、容易に使用し得るもの	154,500	5年
入浴担架	障害者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	133,900	5年
体位変換器	介護者が、障害者(児)の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000	5年
移動用リフト	障害者(児)を移動させるに当たって、介護者が容易に使用し得るもの(ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く)	257,500	4年
訓練いす	原則として付属のテーブルを付けるものとする	33,100	5年
入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの(ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く)	90,000	8年
便器	手すりのついた腰掛式のもの(ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く)	16,500	8年
歩行補助つえ	一本杖(T字杖) 【A】木材(十分な強度を有し、外装はニス塗装のもの) 【B】軽金属(外装は、塗装なし) 付属品:夜光材の場合は410円増し(ただし、全の場合は1,200円増し)、外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は260円増し	【A】2,200 【B】3,000	3年
移動・移乗支援用具	転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等であって、必要な強度と安定性を有するもの(ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く)	60,000	8年
頭部保護帽	ヘルメット型で、転倒の際に衝撃から頭部を保護できる性能を有するもの 【A】スポンジ、皮を主材料に製作 【B】スポンジ、皮、プラスチックを主材料に製作	【A】15,200 【B】36,750	3年
特殊便器	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障害者(児)を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの(ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く)	151,200	8年
火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は、光を発し屋外にもブザーで知らせ得るもの 特殊法人日本消防検定協会の検定ラベル又は鑑定ラベルの貼付がなされているもの	31,000	8年
自動消火装置	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に噴射し初期火災を消火し得るもの 財団法人日本消防設備安全センターに設置されている消火設備等認定委員会の認定ラベルの貼付がなされているもの	28,700	8年
電磁調理器	障害者が容易に使用し得るもの	41,000	6年
携帯用信号装置	送信機による合図が、視覚、触覚等により知覚できるもの	20,200	6年
屋内信号装置	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400	10年
浴槽	実用水量150リットル以上のもの	58300 ※湯沸し器 込み 91000	8年
湯沸器	湯沸器は水温25℃上昇させたとき毎分10リットル以上給湯でき、安全性について配慮され、浴槽の性能に応じたもの	104,900	8年

品 目	性能・備考	基準額	耐用年数
ガス安全システム	警報器からの遮断信号、ガスの異常使用、地震時等にガスを自動的に遮断できるもの	42,200	8年
音響案内装置(1級)	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの 送信機は、「歩行時間延長信号機用小型送信機」のこと	51,000	10年
音響案内装置(2級)	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの 送信機は、「歩行時間延長信号機用小型送信機」のこと	7,000	10年
透析液加温器	自己連続携帯式腹膜灌流療法による人工透析に使用する加温器で、一定温度に保つもの	72,100	5年
ネブライザー	障害者(児)が容易に使用し得るもの	36,000	5年
電気式たん吸引器	障害者(児)が容易に使用し得るもの	56,400	5年
酸素ボンベ運搬車	障害者が容易に使用し得るもの	17,000	10年
盲人用音声式体温計	視覚障害者が容易に使用し得るもの	9,000	5年
盲人用体重計	視覚障害者が容易に使用し得るもの	18,000	5年
酸素吸入装置	酸素ボンベ、スタンド及び吸入マスクを一体とするもの	46,400	10年
空気清浄器	障害者(児)が容易に使用し得るもの	33,800	6年
ルームクーラー	障害者が容易に使用し得るもの	172,100	6年
携帯用会話補助装置	携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	285,000	5年
点字ディスプレイ	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができ、かつ、キーによる入力可能な商品についても対象とする	383,500	6年
点字器(標準型)	【A】32マス18行、両面書真鍮板性製のもの 【B】32マス18行、両面書プラスチック製のもの 付属品:点筆(価格に含む)	【A】10,400 【B】6,600	7年
点字器(携帯用)	【A】32マス4行、片面書アルミニウム製のもの 【B】32マス4行、片面書プラスチック製のもの 付属品:点筆(価格に含む)	【A】7,200 【B】1,650	5年
点字タイプライター	視覚障害者が容易に使用し得るもの	63,100	5年
視覚障害者用 ポータブルレコーダー (含むテープレコーダー)	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの 【A】録音及び再生機能付き 【B】再生機能のみ	【A】85,000 【B】35,000	6年
視覚障害者用 活字文読上げ装置	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	99,800	6年
視覚障害者用 拡大読書器	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字)をモニターに映し出せるもの	198,000	8年
盲人用時計(触読式)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10,300	10年
盲人用時計(音声式)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	13,300	10年
聴覚障害者通信装置	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり障害者が容易に使用し得るもの	71,000	5年
聴覚障害者用 情報受信装置	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	88,900	6年

品 目	性能・備考	基準額	耐用年数
人工喉頭(笛式)	呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの 【A】気管ニューレ付 【B】気管ニューレ無	【A】8,100 【B】5,000	4年
人工喉頭(電動式)	顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの (電池及び充電器を基準額に含む)	70,100	5年
会議用拡聴器	障害者(児)が容易に使用し得るもの	38,200	6年
フラッシュベル	障害者(児)が容易に使用し得るもの	12,400	10年
収尿器(男性用)	採尿器と蓄尿器で構成し、尿の逆流防止装置が付いているもの ラテックス製又はゴム製のもの 【A】普通型 【B】簡易型	【A】7,700 【B】5,700	1年
収尿器(女性用)	【A】普通型:耐久性ゴム製採尿袋を有するもの 【B】簡易型:ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付きのもの(採尿袋20枚を1組とする)	【A】8,500 【B】5,900	1年
ストマ用装具 (蓄便袋)	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする ラテックス製又はプラスチック製のもの 付属品:皮膚保護剤、袋を身体に密着させるもの(価格に含む)	月額 8,600	—
ストマ用装具 (蓄尿袋)	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする ラテックス製又はプラスチック製のもの 付属品:皮膚保護剤、袋を身体に密着させるもの(価格に含む)	月額 11,300	—
ストマ用装具 (その他)	紙おむつ、脱脂綿、サラン、ガーゼ、洗腸装具	支給内容により異なりますのでお問い合わせください	—

○ 各種調査の実施について

新宿区障害福祉計画の策定にあたっての基礎資料とするため、以下の調査を行いました。

(1) 障害者施設利用者意向調査

調査対象	以下の各障害者通所施設利用者 新宿福祉作業所、高田馬場福祉作業所、新宿生活実習所、障害者福祉センター、あゆみの家、新宿あした作業所、新宿第二あした作業所、チャレンジワーク		
方 法	施設配布、施設回収		
調査時期	平成18年4月13日～4月30日		
有効回答数	249名		
内 容	障害状況、施設への要望、今後の希望等	9項目	

(2) 障害者団体意向調査

調査対象	新宿区内の障害者団体 17団体		
方 法	直接配布、直接回収		
調査時期	平成18年4月13日～4月23日		
有効回答数	15団体		
内 容	今後の地域生活に必要な施策について記述式	9項目	

(3) 精神障害者事業者向け調査

調査対象	新宿区内の精神障害者共同作業所、小規模通所授産施設、グループホーム 計8施設		
方 法	郵送配布、郵送回収		
調査時期	平成18年4月10日～4月17日		
有効回答数	8事業者		
内 容	障害状況、利用状況、事業者の目線から利用者の新体系移行後の利用可能性の高いサービスについて等	7項目	

(4) 精神障害者に対する障害福祉計画策定基礎調査

調査対象	ア 自立支援医療受給者及び精神障害者保健福祉手帳所持者 の中から無作為抽出により1,000名		
	イ 新宿区内の社会復帰施設等サービス利用者 222名		

方 法	ア 医療受給者等	郵送配布、郵送回収、督促礼状 1 回
	イ 施設等利用者	施設配布、施設回収
調査時期	平成 18 年 5 月 18 日～5 月 31 日	
有効回答数	766 名	
内 容	障害状況、通院状況、居住状況、日中の過ごし方、サービス利用希望等（本人向け及び家族向け） 20 項目	

○ 中間まとめの公表及びパブリック・コメントの実施について

「基本理念」「基本的考え方」「サービス提供体制確保のための方策」「目標」「地域生活支援事業の内容、実施に関する考え方」等を中心にとりまとめた、「新宿区障害福祉計画(中間まとめ)」を区民にお知らせし、「パブリック・コメント制度」により区民のご意見をお聴きしました。

実施期間	平成 18 年 11 月 15 日（水）～12 月 11 日（月） 27 日間		
方 法	障害者福祉課、予防課への郵送及び直接提出 電子メール ファックス		
提出者数	29 名		
意見件数	113 件		
	内訳	① 障害福祉計画に関する意見	61 件
		② 個々の事業等に関する意見	34 件
		③ 障害福祉施策全般に関する意見	18 件

○ 新宿区障害者施策推進協議会及び障害福祉計画専門部会

(1) 新宿区障害者施策推進協議会及び障害福祉計画専門部会について

区では、障害者基本法に基づき、新宿区における障害者のための施策の総合的、計画的な推進を図るため、学識経験者、障害者団体の代表、区民、関係行政機関の職員等で構成される「新宿区障害者施策推進協議会」を平成11年7月に設置しています。本計画の策定にあたって、当協議会のもとに障害福祉計画専門部会を設置し、国の基本的指針に基づき協議会本部、専門部会において意見を求めながら策定作業を行いました。

(2) 新宿区障害者施策推進協議会委員名簿

敬称略

	氏 名	所 属 等	備考
会 長	村川 浩一	日本社会事業大学教授	
副会長	片岡 玲子	立正大学教授	
委 員	高畑 隆	埼玉県立大学教授	
委 員	木口 豊	新宿区医師会	
委 員	松下 昌雄	新宿区医師会	
委 員	関 隆	東京都四谷歯科医師会会長	
委 員	飯田 裕美	公 募 委 員	
委 員	小林 初恵	公 募 委 員	
委 員	今野 佐知恵	公 募 委 員	
委 員	井口 要	新宿区障害者団体連絡協議会	
委 員	天方 宏純	新宿ふれあいの会	
委 員	田鍋 勝利	新宿区肢体不自由児者父母の会	～H18.7.24
委 員	島田 泰介	新宿区肢体不自由児者父母の会	H18.7.25～
委 員	高橋 正也	新宿区手をつなぐ親の会	
委 員	時任 基清	新宿区視力障害者協会	
委 員	荒明 肇	新宿区ろう者協会	
委 員	工藤 はちゑ	新宿失語症友の会	
委 員	廣瀬 愛	NPO 法人新宿西共同作業所・ラバンス	

	氏 名	所 属 等	備考
委 員	古屋 正義	牛込西部地区民生委員児童委員協議会会長	
委 員	吉田 孝	新宿区民生委員児童委員協議会 障害福祉部会長	
委 員	中道 照義	新宿公共職業安定所雇用開発部長	～H18.4.25
委 員	松田 邦章	新宿公共職業安定所雇用開発部長	H18.4.26～
委 員	内海 憲二	東京都心身障害者福祉センター所長	～H19.1.23
委 員	中村 憲司	東京都心身障害者福祉センター所長	H19.1.24～
委 員	梶山 純一	東京都児童相談センター所長	～H18.9.7
委 員	丸山 浩一	東京都児童相談センター所長	H18.9.8～
委 員	武山 稔穂	新宿区社会福祉協議会福祉事業課長	～H18.3.31
委 員	芦沢 ひろみ	新宿区社会福祉協議会福祉事業課長	H18.4.1～
委 員	猿橋 敏雄	企画政策部長	
委 員	布施 一郎	福祉部長	～H18.3.31
委 員	石崎 洋子	福祉部長	H18.4.1～
委 員	石崎 洋子	健康部長	～H18.3.31
委 員	伊藤 陽子	健康部長	H18.4.1～
委 員	平山 博	都市計画部長	
委 員	今野 隆	教育委員会事務局次長	

(3) 障害福祉計画専門部会委員名簿

敬称略

	氏 名	所 属 等	備考
会 長	村川 浩一	日本社会事業大学教授	
副会長	片岡 玲子	立正大学教授	
委員	高畑 隆	埼玉県立大学教授	
委員	天方 宏純	新宿ふれあいの会	
委員	高橋 正也	新宿区手をつなぐ親の会	
委員	時任 基清	新宿区視力障害者協会	

	氏 名	所 属 等	備考
委員	廣瀬 愛	NPO 法人新宿西共同作業所・ラバンス	
委員	布施 一郎	福祉部長	～H18.3.31
委員	石崎 洋子	福祉部長	H18.4.1～
委員	石崎 洋子	健康部長	～H18.3.31
委員	伊藤 陽子	健康部長	H18.4.1～

(4) 障害福祉計画策定に関する新宿区障害者施策推進協議会及び
障害福祉計画専門部会検討内容

	開 催 日	検 討 内 容
平成 17 年度第 2 回 障害者施策推進協議会	平成 18 年 2 月 6 日	1 平成 17 年度障害者計画主要事業の実施状況について 2 平成 18 年度障害者計画主要事業について 3 障害者自立支援法について ① 障害者自立支援法の概要 ② 新宿区の対応 ③ 障害福祉計画策定方法について
平成 17 年度第 1 回 障害福祉計画専門部会	平成 18 年 3 月 25 日	1 障害福祉計画策定について ① 計画策定スケジュールについて ② 障害福祉計画の概要 ③ 障害者計画主要事業実施状況及び新宿区の現状 2 地域生活支援事業について ① 事業体系について ② 現行事業の移行について 3 今後の検討課題について
平成 18 年度第 1 回 障害福祉計画専門部会	平成 18 年 4 月 17 日	1 精神保健福祉の現状について ① 自立支援法の対象となる精神障害者の見込数 ② 精神保健福祉相談の実績について 2 地域生活支援事業について 10 月からの実施を検討している事業について 3 今後の障害福祉計画の策定予定について

	開 催 日	検 討 内 容
平成 18 年度第 1 回 障害者施策推進協議会	平成 18 年 4 月 26 日	1 障害福祉計画専門部会開催報告 ① 概要について ② 手話通訳・点字図書給付・移動介護事業の実績について ③ 他区の利用者負担軽減策について 2 地域生活支援事業について
平成 18 年度第 2 回 障害福祉計画専門部会	平成 18 年 5 月 23 日	1 障害福祉計画の策定について ① 障害福祉計画の策定に向けて ② 精神障害者の退院支援と障害福祉計画 ③ 障害福祉サービス見込量の算定について ④ 今後のスケジュールについて 2 地域生活支援事業について ① これまでの専門部会・推進協議会での主な意見について 3 アンケート調査の結果について
平成 18 年度第 3 回 障害福祉計画専門部会	平成 18 年 8 月 2 日	1 地域生活支援事業について ① 10 月からの事業実施について 2 障害福祉計画の策定について ① 障害福祉計画についての国の基本指針について ② 地域生活支援事業に係る障害福祉計画について ③ 障害福祉サービス見込量推計について
平成 18 年度第 4 回 障害福祉計画専門部会	平成 18 年 9 月 1 日	1 精神障害者アンケート調査集計結果（速報版）について 2 障害福祉サービス量の見込みについて 3 地域生活支援事業サービス量の見込みについて （身体・知的障害者分） 4 今後のスケジュールについて
平成 18 年度第 5 回 障害福祉計画専門部会	平成 18 年 10 月 23 日	1 地域生活支援事業等の実施について 2 新宿区障害福祉計画の中間のまとめ（案）及びパブリック・コメントの実施について

	開 催 日	検 討 内 容
平成 18 年度第 2 回 障害者施策推進協議会	平成 18 年 10 月 30 日	1 報 告 ① 障害福祉計画専門部会開催報告 ② 精神障害者に対する障害福祉計画策定基礎調査の集計結果（速報版） ③ 10 月 1 日からの地域生活支援事業等について 2 新宿区障害福祉計画の中間まとめ（案）及びパブリック・コメントの実施について
平成 18 年度第 6 回 障害福祉計画専門部会	平成 18 年 12 月 27 日	1 障害福祉計画の策定に向けた東京都の基本的考え方について 2 障害福祉計画中間報告について
平成 18 年度第 7 回 障害福祉計画専門部会	平成 19 年 2 月 16 日	1 平成 19 年 4 月 1 日から実施する地域生活支援事業について ① 障害児等タイムケア事業 ② コミュニケーション事業 専門性の高い手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業 ③ 居住サポート事業（区立障害者福祉センター） 2 障害福祉計画に関するパブリック・コメントについて 3 新宿区障害福祉計画について
平成 18 年度第 3 回 障害者施策推進協議会	平成 19 年 3 月 14 日	1 障害福祉計画専門部会開催報告 2 新宿区障害福祉計画の策定及びパブリック・コメントの結果について 3 地域自立支援協議会の設置について

この印刷物は、業務委託により５００部印刷製本しています。その経費として１部あたり２２８円（税別）がかかっています。ただし、編集時の職員人件費等は含んでいません。

新 宿 区 障 害 福 祉 計 画

印刷物作成番号	２００６－９－２９１９
発行年月	平成１９（２００７）年３月
編集・発行	新宿区福祉部障害者福祉課
	〒１６０－８４８４ 新宿区歌舞伎町一丁目４番１号
電 話	０３－５２７３－４５１６（ダイヤルイン）
FAX	０３－３２０９－３４４１
